

緒言

一、本書は明治四十年三月改正本所學階授與規則の主旨に準據し、その第三種第四種第五種の試験に應ぜむとするもの、道義の用書とし、或は各地神職講習會の同科の教授用書に充て、又一般の人士をして我が固有の道義の概要を窺知せしめむが爲に編纂せるものなり。

一、材料は、主として、本居宣長大人、平田篤胤大人、又は、其の道統を繼承せる諸大家の記述せるものより探りたれど、中には趣旨相戾らざる諸家のをも採擇せり。

一、各章の末に、往々、歌を配列せるは、その趣味、本章の所論と相呼應し、益、讀者をして道念を感發せしめむとの微意に外ならず。

明治四十年三月
道義
41
内交

一、各章の原文は、その體各、同じからず。或は雅にして簡古なるものあり。或は俗にして雜駁なるものあり。今の所論中の事項にも、武家時代には適したれども、現時の社會にはいかゞはしきものあり。故に、之を採擇するにあたり、往々、今の文字辭句を増減し、又は、その中間なる或一項一節を削除しつゝ、然も、その記述者の本意に悖らざらむことを務めたり。僭越の罪免れず。雖も、本書の類にありては、誠に己むことを得ざるが故なり。尙遺漏不備の點は、他日を俟ちて訂正すべし。

明治四十一年七月

編者 志 志

古道概要

目次

第一章	古道古學	一
第二章	神道人道	八
第三章	經世の綱紀	一七
第四章	祭政一致	二二
第五章	祖先崇敬	二七
第六章	君臣の大義	三五
第七章	親子の道	四〇
第八章	夫婦の睦	五二
第九章	兄弟の愛	六〇
第十章	朋友の交	六五

第十一章	修身齊家	六九
第十二章	家長の心得	七五
第十三章	正直勤勉	七八
第十四章	丹心の鍊磨	八三
第十五章	正氣の養成	八九
第十六章	神恩	九七
第十七章	萬古不易	一〇四
第十八章	因果應報	一一〇
第十九章	治乱要決	一一八
第二十章	學び草物語	一二三
第二十一章	直毘靈	一四一

古道概要

皇典講究所編纂

第一章 古道古學

わが古道と申し候ふは、何の事もなく、古の道と申す事にて、其は、天皇祖神の、この天地を御造りなされ候ふを始め、上代の事實の上に備はり候ふ眞の道を、聊も外國風の説を混へず、純粹なる古意古言を以つて、すあほに説明し、其の事實の上にて、天皇の天下を治め給ふ御政の本をも、人道の本をも、知り候ふ學問ゆる、古學と申し、その道を指して、古道とは申す事に候。

二
序なれば申し候。一體眞の道に申す物は、實事の上に備り有るものにて候ふを、世の學者等は、かく教訓の書ならでは、道は得られぬ事のやうに心得居り候へども、甚だ誤りに候。其の故は、事實があれば、教はいらす、道の實事なき故に、教は起り候ふなり。されば、教訓に申す者は、實事よりは甚だ卑きものに候。
老子の書にも、「大道廢れて仁義あり」と申し候ふは、これをよく見ぬき候ふ語に候。但し、老子の此の語を、儒者は左道のやうに申しなし候へども、孔子の語にも、これと同様のことこれあり候。それは、禮記に、「大道之行也、謀閉而不興、盜竊亂賊而不作。今大道既隱、禮義以爲紀、以正君臣、以篤父子、以睦兄弟、以和夫婦、以設制度」と見ゆ候ふなり。此等にて御合點あるべく候。

殊に、教に申すものは、人の心に親しく染まぬ物に候。それは、近く申し候へば、武士の心を勇め候ふに、單に「出で」は先驅せよ。人に後るな」と記し候ふ教の書を見せ候ふよりは、古の勇士等の、人に後れず先驅高名したる事實の軍書を讀ませ候ふ方が、ふかく心に感じ入り候うて、我れも事に當りては、昔の誰れれが如くならむと、猛心の振り起り候へども、教訓の書にては、さしも憤慨の志は發らぬものに候。彼の「君の仇は俱に天を戴かず」と申す教言よりは、大石内藏助あしが、千辛萬苦の難儀をして、吉良殿を討ちたる事實の、身にしみくこと、髪も逆立ち涙もこぼれ候ふ程に、感じ入り候ふにて察せらるべく、是れは誰れも覺ゆのあるべきこと、存じ候。

をほ申し候は、教と云ふものは、其の心さま、其の人とありの善からぬ者の、申し置き候ふ訓言といへども、書に記しある所は、尤らしく見ゆ候ふものにて、漢土の教訓書には、それが多く候。或は君を弑して、國を奪ひ候ふ者あごの、言ひ置き候ふ教訓にさへ、金科玉條といふべき事ども候へども、其の行の實を見候へば、主殺しの國賊に候ふゆゑ、其の尤らしき教へごごもは、みあ口先の空言と申すべきにて候。

世の學者等の、斯様の意味をば夢にも知らず、教訓を書きたる漢籍によらては、道は得られぬ事と思ひ居り候ふは、かたはら痛き事に候ふなり。漢土にても、此等の趣をよく心得候ふは、まづ孔子一人のやうに相見ゆ申し候。さてこそ、其の申し候ふ語に「我欲載

之、空言不如見之、行事之深切著明也」と申し候ひき。

孔子は、この心に候ふゆゑ、教訓の書とては、一部一冊をも作らず、たゞ春秋をのみしらべ正して、此の記録をよむ時は、自からに、惡を懲し善に勵み候ふやうに、書き取り候ふ事にて、孔子生涯の骨折と云ふは、この春秋に候ふあり。其れゆゑ、我が志春秋にありとも、また、我れを知る者は、うれ唯春秋か。我れを罪する者は、うれたる、春秋か」とも申し候ふあり。かやうに、心をこめて撰み候ふ書ゆゑ、漢籍にては、春秋程、實のある書は、かく、孔子の心によく見ゆ候ふは、此の書に越ゆ候ふもの、かく候。

然るを、世の儒者なんご、儒書の上にて、此くの如く、著明なる意味のこれある事を辨へず、只々、教訓を記し候ふ漢籍に據らては、

道は知られぬ事、狭く心得候ふは吾が本尊と致し候ふ孔子の本意を會得せず、春秋をよく讀まぬ誤にて候ふなり。春秋を熟讀いたし、孔子の意をよく得候へば、此方の學風に不審を起し候ふ事、一つも御座あく候ふあり。

さて又、古道と申す言の物に見ぬ候ふは、皇極天皇紀に「天皇順考、古道而爲政也」と御記し遊ばされ候ふが始めにて、此の天皇の古道に順考して御政を爲給ひ候ふ事は、その御紀を拜讀して知らるべく候。

すべて、道の本は古に稽へ求め候ふが眞の事にて、既に漢籍にも尙書の説命に「學古訓、乃有獲、事不師古、以克永世、匪見」候ふを始め、孔子もかゝる類の語はしばしば申し候ひき。古に稽へ徵せ

ず道を説き候ふは、謂ゆる無稽に候ふあり。たゞ政事のみならず、德行言語文學も、みなこれより出で申し候。苟くも此の道に據らず候ふ事は、すべて無稽と申し候はむも、非言ならず候。平田大入著 入學問答摘錄

王銓百首平宜長

天地の極み御照らす、高光る日の大神の道は斯の道。

同上

天の下、青人草の朝よひに、御蔭とよそる道はこの道。

同上

上つ代の形よく見よ。石上古事記はまうみのかゝみ。

同上

ま具にいかでしらまし。古を、日本書紀の世にあかりせば、

同上

まろ鏡みむご思は、からごこの塵の曇れり。磨てしよけむ。

同上

釋迦孔子も神にしあれば、うの道も、廣けき神の道の枝道。

鈴屋集同人

漢籍も、これは言善き漢籍を、思ひて讀めば害ひもなし。

第二章 神道人道

古學の大意根元は、天地開闢のはじめ、天津神より、次第に御傳へ遊ばされ候うて、全く、世界の始より、神々の御定め遊ばされ候ふ大道に候へば、本朝を始め、全州萬國にわたりて、障りなく動きあき正道

の御制にて、萬物萬事の始、貴賤尊卑の分を立て、天照大御神の皇孫、邇々藝尊天降りましく、てより、うの御子孫連綿として、歴世の天皇の御世々々、天下を御治め遊ばされ候ふ御政事、則ちその道にて候へば、其の御遠祖を始め、神世に御功績ありし神々を尊び祭り給ふを、最も第一として、神々の靈威あらたにて、世々治り來り候。此の時は、紛るゝ道も教も、外になく候へば、學道の名もなく候ふ處、應神天皇の御時、唐土の書籍傳來して後、文字を用ひ給ひてより、我が本朝の事をも、書記する事始りて、書に和漢の差別出來、其の後、欽明天皇の御時、佛教渡り候うてより、儒佛の教あるに對して、元來の皇國の傳を、古事記に、本教とも申し、神代よりの道あれば、日本紀に、神道とも見ゆ候へども、猶、以前より馴れ來り候ふ常道の事故、専ら唱へ

分け候ふまでもこれなく候。

上古の本教大道は、天地開發の有功の神々は、即ち、天皇を始め奉り、臣民までも、皆、其の神裔に候へば、一統に遠祖の神を敬ひ、宮社に祭り、汚穢を禁じ、神威を蒙り、萬事、神代の事迹によりて執り行ひ給へるが、則ち天下の政務にて、神道と人道と二つあく候。其の如くに、臣民も、世々の天皇の御政に隨ひ、尊卑上下一致に和して、貴人は世々に貴く、諸臣各、その職を世々に傳へて、貴賤の混亂あく、系統を重くして、他より窺ひ妨ぐる事なく、信義を守り、威武を専らとして、時々叛く者あれば征し、甚だ簡易にて行ひやすき法制に候。漢土は是に違ひて、系統の尊卑をいはずして、人徳を貴び、五常を常にいへども、内心の信義に薄く、理を先として、武に疎し。此の故に

王統つゞかず、代々かはりて、文飾禮智の表を専らとして、賤臣も、時を得れば帝となりて、是を徳のする所といふ故に、徳者のまねびをし、仁慈をもて人民をなづけ、謀反する者世々に多く、遂げざる時は罪人とするも、遂ぐる時は國王として、恐れ隨ふ故に、代かはりたる時の興業の王は、皆、前王を亡ぼして位を奪へる者にて、前王の時には、必ず臣民たる外あし。此の辨は、祖父の著述の直毘靈に詳に候へば、申すに及ばず候。

今、古學初心の急務は、つとめて、儒佛等外來の學の、皇國の本教に背き違へる所あるを知りて、惑はざるを肝要とす。これ、みだりに、外國の學を憎みていふにはあらず、難なく宜しき處は採用してすてず、たゞ、古意の正道の妨げとある條々を辨じ、教示するにて候。たゞへ

ば、鏡玉の如きは、元來、清明玲瓏の質なるを、煙霧汚塵の曇を受くる時は、本體を暗まし、質をそこなふ故に、これを洗滌琢磨して、もこの光輝に復せむとするが如く、塵埃の汚れも、年を経れば、鏽をも生じ、朽ちて光をも失ふを、強ひて急速に削り去らむとすれば、本體に瑾をつくるにいたる事もあれば、磨光するにも、意をひそめ術を盡す如く、外國の風習の惡弊を漸々にさとし清め、大道の光輝をそこおはず顯はし出さむ事を要とし、舊來の美質に復せむ事を専らこ仕り候。元より、他道を借らずして、正大ある古傳の事蹟を教示して、足らぬ事なき國體あるに、他教混乱してより、何事も久しく馴れ來れば、それを一洗して、上古の眞正の意にかへらむ事を教ふるにて候。他道の混乱だになくば、其の世々の時勢に従ひ、公然たる御制度を

守りて、他に論すべき事もなく、神事を重んじ、神威の守護益、顯れて疑ふ所もなく、學者は、たゞ、古傳を守り教へ傳へて、散失なからしめて事足れるを、儒理の見識にて、故ある神社をも、漢土の淫祠の如く思ひ誤り、佛者は我が道を尊くせむとて、神々を佛の垂跡など、跡形もなき方便説を出して、いやしめ奉り、汚穢不淨を禁ずる皇國の古例を物の數にもせず、神々を蔑如し奉るより、神威の御怒りに觸れて、禍害も起る事にて、是れは神代より深き由縁ある事に候。近來流布せる西洋風の理學は、實用にあたりて精妙にて、漢唐の名目外飾がちなる空理には、大に勝りたれども、國俗すへて利に奔りて、王臣を始め、國の制度も、交易を専らこして、商賈の意に等しく、人心の反覆、利によりて變じ、信義忠孝の意に乏し。それも醫藥窮理機

巧のみに、我が國人の心をよする間は、大害を顯さゞれども、その國俗に傳染せば、篤義の我が國風、漸々に、輕薄利用に移りて、政制の禍害とある事、必ず出て來べく、その期に至りては、急速に禁じ難かるべければ、かねて心得あるべきなり。

すべて、教法は何れの國の道も、人の爲悪かれとする教はなき事に候へば、大意は皆同じくて、異なる事なしと思ふ人もあれど、大意同じとて、皆同一に害をこしといふは、見識のなきより、既に迷へるにて、道異なれば、必ず教も異なる所あり。一には、其の國俗風土の差違によれば、國異なる時は、用ひがたき方もあること、論せずして明あり。二には、其の教への立てかたに、廣狹公私虚實あり。これは、理非を精究して、辨別すべし。似て非あるもの世上に多し。三には、各好む所、眼

目の付け所によりて、固僻をあし異論を生ず。是れは、正大公明ある眼より見る時は、その僻分明あり。其の正否を知るには、萬國萬法互に異同ある中に、共に同じくて異なる事なき所は、皆正しくて論ずるに及ばず。互に異を生ずる所は、何れにか非ありと知りて考究する時は、必ず其の異なる所に、習俗か狹見か、固僻かを顯はすべし。これ、學者の他説に惑はされざる専用的心得に候。本居内遠翁著古學本教大意抄錄

玉鉾百首、平官長

二柱御祖の神子、玉鉾の世の中のみちはじめたまへる。
同上
つきさかきいづの御靈と、天地にい照り徹らす日の大御神。

同上

高御座天つ日嗣と、日の御子のうけ傳へます道は、この道。

家集、賀茂真淵

見渡せば、下つ千里の隈もあし。舊りぬる書や高嶺あるらむ。

春葉集、荷田東滿

ふみわけよ。倭にはあらぬ唐鳥の跡を見るのみ、書の道かは。

宗良親王千首和歌、大納言師兼

君の爲、民の爲うと思はずは、雪も螢もあにかあつめむ。

後撰集、村上天皇御製

教へおく言たがはずば、行末の道遠くとも、跡は惑はじ。

第三章 經世の綱紀

經世の綱記とは、世を治むる大法にして、仁慈を以つて萬民を撫てやはし、天下を安泰からしむるをいふ。さて、其の綱紀は、孝徳天皇紀に、「悦ひを以て民を使ふ路」を、勅問せさせ給ひし時の、左大臣蘇我の石川麻呂の奏言に、「先、神祇を祭り鎮めて、然る後に政事を議り給ふべし」とあるは、寔にさる事にて、諸の制度の、天下に施行せらるゝは、幽世の神等の、其の制度を、まづきこしめして、幽より守り幸へ給ふにあらざれば、其の政化の熟くは行はれ難ければあり。さるは、もこ、天つ神等の、其の天つ宮事を授け寄さし給へるも、多くは、神祭につきて教へ諭し給ひつるものあること、古き祝詞ごもの趣にて論な

く、この神祭を重んじ給ひつるは、則ち神の御蔭に頼らざれば、協はざるが故なり。さて、こゝろ、祈年祭、大嘗祭あとの祝詞に、「神漏岐、神漏美、命もちて、天つ神の社、國つ神の社と稱辭竟へ奉る」とは、見ねたるおれ。なほ云は、「神武天皇紀ある、弟狛が奏言にも、「天つ社、國つ社を祭りて、然る後に、虜を撃ち給は、則ち除き易からむ」と見ね、欽明天皇紀ある、中臣、賀麻、大夫、物部、尾輿、大連などの奏言にも、「我が國家の天下に王たる者は、恒に、天地の百八十神を、春夏、秋冬に祭り拜むを以て事とあす」と見ね、推古天皇紀なる詔には、「曩には、我が皇祖諸天皇等、國を宰めて、禮を神祇に敦くし給へり。今、朕が世に當りて、神祇を祭ひ祀ること、豈怠ること有らむや。群臣、心を竭して神を拜くべし」とあごあるをも、想ひ合せて、此の趣を悟るべし。

されば、四時に就いて、其の祭り給ふべき神たちを、能く崇め祭り給ひて、群臣を使ひ、民を治め給ふには、専ら、彼の天つ神たちの仁慈の御心を御心として、世を治め給ふべきことは、産靈、大神の、人毎に賦與し給ふ愛憐の情、即ち、仁慈の心魂の大本にして、伊邪那岐、大神も、與美、國より還り坐せる時、桃に對ひて詔り給へる御言に、「汝、吾を助けしが如く、葦原の中つ國に有らゆる、うつしき青人草の、苦瀨にちて患惚む時に助けてよ」とあるも、御みづからの憂苦に遇ひ給へるにつきて、先、常に愛しみ給ふ人民の上を、思ひ掟て給ふ、深き仁慈の大御心の裏を、あゝ畏しと想ひやり奉るべく、天照大御神も、保食、神の御體より生り出づる五穀を覽そあはし坐して、「この物は、うつしき青人草の、食ひて活くべき物あり」と詔り給ひしも、恒に、人民を

親愛したまふ大御心を、暫時も忘れ給はざればこそ、此の物を覽そ
 ろはし、則ち、人民の事を、先、詔り出で給へるにて、専ら、御父大神の御
 心と等しくましませばあり。かゝれば、是等の事蹟に就きて、天の
 下の政事につきては、第一に、仁慈を以て人民を治め給ふ、産靈、大
 神、天照大御神などの大御心なること、能く知られたり。されば、上代、
 其の本教を重んじ賜ひしかば、續日本紀なる文武天皇の御受禪の
 御時の詔詞に、「高天の原に事始めて、遠天皇の御世々々、中今にいた
 るまでに、天にます神のよさしまつりしまにま、これの食國の天の
 下を、調へたまひ、平げたまひ、天の下の公民を撫でたまはむとあるも、
 神ながら思はしめさく、詔りたまふ」とあるを以て、天下を調和し
 給ふも、平治し給ふも、公民を慈惠し給ふも、愛撫し給ふも、天に坐す

神の御制令なる由を悟るべし。六人部翁顯幽 順考論による

風雅集、後宇多天皇御製

天つ神、國つ社をいはひて、わが葦原の國はをさまる。

新葉集、後村天皇御製

行末を思ふも久し。天つ社、國つ社のあらむかぎりは、

拾塵集、多々良政弘

ともすれば、人は怠る神垣に、神は常磐の世を守るらむ。

鈴屋集、平宣長

治れる御世のすがたを、千木高く、神の社に見る由もがあ。

玉鉾百首、同人

今の世は、いまの御法を畏みて、けしき行ひたこあふなゆめ。

同上

皇神のめぐり思ほす人草り、世の中の人悪しくすをゆめ。

同上

かもかくも、時の御法に背かぬり、神の眞の道にはありける。

第四章 祭政一致

我が天皇の御祖先皇孫邇々藝尊に、皇祖天神の大御口づから説き
 誨へ給ひて、この國內の人民を安らけく平らけく治め給はむには、
 先づの國土人民の大本たる天神地祇を、御祭祀せられずしては叶
 はざる故由を授け賜へるを、天津祝詞の太詔詞タマノミコトに申し、これを惟神カミナガ
 の道ミチともいひて、この道のまにまに行はせ賜ふを、御祭事ミツリゴトといふ

なり。

かくて、本居宣長大人の説に、マツリゴトマツリゴトとは、又、平伏事ヘイフキゴトにても有ら
 むか言はれしが、げにその義をも含みもちたる詞にて、すべて、此
 の天下の人民は、元皇祖天神の御物なるを、天皇は、その御手代ミテノカタとし
 て、慈親の幼兒を愛育するが如くに、万事に御心を盡させ給ふが御
 職務の第一に有らせらるゝ事は、即ち、皇祖天神の御教詔の御主旨
 なり。

されば、天皇の天神地祇を祭祀し給ふは、やがて、天下万民を安泰に
 あらしめむ爲の御祈にて、天下万民の各、其の所に安んずるは、即ち、
 皇祖天神の御依託に報い奉り給ふ道理あれば、上は天神地祇を祭
 り給ふをも、下は万民を平治ヘイジ給ふをも、共にマツリゴトマツリゴトとは申し、

あり。
 されば、マツリゴトは、上にのみ執らせ給ふことにて、下にては行ひ
 がたきことと思ふべからず。上にて行はせ賜ふは、天下の大政大祭
 にて、その中に、我れ人の涵浴すること、魚の水中に在るが如し。而し
 て、下にて、我れ人も程々につけて、祭事政事は仕へ奉るべきもの
 にて、それは、神職等の、其の神社に仕へ奉るは、勿論にて、士農工商とも、そ
 の職業を以て奉公するは、皆まつりごことに非ざるはあし。
 上にいへる如く、マツリゴトとは、上に奉公するにも、下を平治する
 にもいふ詞にて、その一職を謹み務めて、敢て失墜せざるは、云ひも
 て往けば、幽世には天神地祇に、顯界には天朝に仕へ奉る理あり。
 家にて祖先父母に仕へ奉り、兄弟妻子奴婢をも治めて、外には隣里

朋友をもよく導くは、又、神にも君にも仕へ奉る理にて、皆マツリゴ
 トにあらざるはあし。これを、皇祖天神の神隨なる道を行ふものこ
 いふ。

さて、神祭を分かつては、四つの別あるべし。一つには、朝夕の拜禮、又、例
 祭をいふ。これは平生に受くる大恩を謝し奉るあり。二つには、君父、
 他人、及び我が身の上を祈請するなり。三つには、禍難を攘ふをいふ。
 四つには、福祥を賜ひしを報謝し奉るなり。祭事は、大かた、此の四件
 に約まるべきあり。また、陰陽家にて祭る神あり。佛氏の祀る所、諸外
 國の祀る所の神もあれど、皇國の人は、神皇の系記を審にし、諸社の
 本基を考へ知りて、世間の俗流に陷溺すべからざるあり。矢野翁志斐語
 附録による

風雅集、後西園寺入道前太政大臣實象

天つ神、國つ社と別れても、誠を受くる道はかはらじ。

正木葛、青木定信

五十鈴川、清き流れの末までも、澄めるや神の心なるらむ。

夫木抄、九條内大臣基家

神こそは、野をも山をも作りたけ。人に誠のみちを踏めこそ、

壬二集、從二位家隆

何事も、夢このみ見る世の中に、神の誠うつつ、ありける。

玉葉集、藤原為守

皆人の祈る心も、こころわりに背かぬ道を、神やうくらむ。

續古今集、後醍醐天皇御製

久方の天よりたろす玉銚の、道ある國を今のわがくに。

第五章 祖先崇敬

人の靈魂と云ふものは、千代常磐につくることなく、消ゆる事なく、墓所にもあれ、祭屋にもあれ、其の祭る處に、きつと居る事で、それは、顯と幽とのへだてがある故に、此方よりは、其方を見ること能はず、また、彼方よりも、親しく、ものを言ひかくることもならぬ訣なれども、時として、その形をも現じ、また、誨言などもいたす故に、こゝをこくと辨へて、先祖代々の靈魂は云ふに及ばず、家につきたる人々の靈魂は、皆、大切に心得て、外の神々の拜禮は、闕くることありとも、先祖たちの拜禮をば、朝夕油断なく、懇に致すべき事でござる。先祖祭を、何よりも大切に致すべきわけは、先、はじめ皇孫邇々、命

を、此の土に御降しあされし時、神漏岐、神漏美、命の思召を以て、天下を御治め遊ばすには、先以て、天神地祇を御祭り遊はすやうに、こて、神離磐境と申す物に、御神靈を御安置遊ばされ、天、兒屋根、命、天、太玉、命に、其の御祭式を御傳へあされて、皇孫、命に授けて、御降しなされたのでござる。此より、次々、火々出見、命、葺不合、命の御世御世、その御儀式の通りに御祭りなされたに依つて、御世の能く治まつたことござる。さて、神武天皇様の御世に至つて、天下御平安に成つたる時、鳥見の山中に於て、殊更に、皇祖天神を御祭りあらせられたでござる。すべて、古は何事も御自身の思召す儘には遊ばされず、一切、皇祖の神の御神慮を承けて遊ばされたのでござる。抑、代々の天皇は、神とも神と御座す御事ながら、御先祖の御神靈を

ば、又、別段に崇敬遊ばされたる御事で、古は、いさゝかも御懈怠はあかりし所、彼の儒佛の道渡り來てより、自然と御粗畧に相成りたる方もあるは、いとも歎はしき事とござる。されど、いかに外國の道の弘まりたれば、こて、親先祖の靈前を粗畧にし、現在の父母に孝養を盡さぬと云ふは、あるまじきことなれば、恐あからも、順徳院天皇の禁秘御鈔の御文に習ひ奉りて、凡、家内、作法、先、先祖、事、後、他、事、旦暮敬、先祖之心、無、懈怠、白地、以、先祖之祭屋、及其、墓之方、不、爲、跡、万、物、隨、出來、必、先、祭、之、と云ふやうに心掛けて、日々の供物は云ふに及ばず、何によらず、其の時々の珍しき物、また、日々に出来る物の初穂を備へ、家の吉凶につけても、吉事は、其の事を申して、先祖たちの御靈を悦ばしめ奉り、又、凶事は、うれを善きに直し給へと祈りもいたし、又身の

程々に出世して、その家の、あは榮えむことをも請ひ願ふべき事でござる。

さて、吾が師の歌に、世々の祖の御かけ忘るゑ。代々のたやは、己が氏神、たのが家の神と詠み置かれましたが、此の歌に、世々のおやと云はれたるは、則ち、代々の先祖と云ふこと、其の代々の先祖は、我が家の氏神と云ふ心で、各、かく世に生れ出で、士農工商、うの程々に家業がありて、世を安く渡りゆくは、皆、その先祖の御かけ故、一日片時も、その御恩を忘るまじき事だに依つて、朝夕怠らず孝養を盡せと云ふ心をば、詠まれたものでござる。天神地祇の御恵は、言ふにも言はれぬほど大きくて、それは、天地の間に彌りて廣大あるものだが、我が家、我が身に親しくつきたる神と云ふは、實に、先祖たちの靈

魂であるから、返すくも、粗畧のないやうにして、近くいへば、此の身は、先祖を祭る神主だと思ふが宜しいでござる。

それは、神主と云ふ詞は、今の世には、神社に仕へて居る人のことだ。心得てをるが、古に依つて申せば、神主とは、神の大人と云ふ事で、神を祭る本人と云ふほどの事であるから、其の先祖の御靈を祭る本人は、取りも直さず先祖の神主で、且は、先祖の御靈の御もりて、諸越でいはゆる祭主でござる。世にも、先祖の祭祀を絶やさぬやうに、子がほしいとか、家が大事だとか云うて、人を見立て、養子を爲るここがある。それは、何の爲にする事と、根をおして尋ねれば、皆、先祖の祭り、吾がなき跡の祭りをさせんこと、致す事ではありませんか。それを、子孫たる者が、心得違ひして濟みませうか。人の道であり

ませうか。右申す如く、此の身は、先祖の神主でありますから、其の出
 入にも心をつけて、出で行く時は、只今他行いたしましたするが、さうか
 ら御淋しくあらせられうが、暫く御暇を下されませ、はた、行先に於
 て、禍事もあきやうに御守り下され。又、家内も無事あやうに申し
 て、他出いたすべきこと、また、歸り來ては、直に靈前に向ひ、只今歸り
 ましたが、御かげに依つて、まづ、行先も恙あうござりました。さうか
 ら御淋しくござりましたらう、と云ふやうに心掛けねばあらぬ。こ
 れが人の子孫たるもの、道で、曾て以て、形容のみに致す事と心得
 ては宜しくまい。
 實に、先祖の靈魂は、我が祭のぬし、杖代と頼みに思はる、者が居ら
 んでは、淋しく思はる、は知れたこととござる。彼の孔子などは、能

く、こゝを心得たる人であつたる故、其の先祖の靈前に仕ふる狀が、
 論語に記されて「祭如在、祭神如在」ごあります。これは、孔子の、神
 祇にもあれ、祖先の靈祭にもあれ、其の祭る狀を見るに、其處に、其の
 神が、形を現して在すが如くで、有つたといふ事で、孔子の賢き心に、
 神の實有あることを知つては、斯くあるべき事でござる。但世間の儒者らに心得
 違をして、祭ること在すが如くせよ、神を祭るは、神の在すが如く、また、雖蔬食菜羹
 必祭、必齊如也、ごも有つて孔子は、常に食する所の蔬食、また菜羹の
 類といへども、必ず敬ひ齊んで、先祖に備へ祭つたと云ふこととご
 ざる。此の二條は、孔子の、神靈に對してする狀を、其の弟子等の、親しく見て記し置い
たので、から人もなほ、眞の道をたどる人は、かくの如くで有り、ますから、ましで、
御國に生れて、古の道を信する人は、
 さて、先祖をかやうに大切にすべき謂れを心得ては、況して、天神地

祇を粗畧に思ひ奉る人は、決してあい筈のこゝ、又、現に生きておはし坐す親を、粗末にする人はなく、神と親とを大切にする人は、まづ、道の本立の固き人故、その人は、必ず君に仕へては忠義を盡し、朋友と交りては、信實があり、妻子に對しては、慈愛があることは、論もなただに依つて、先祖を大切にするが、人の道の本だと云ふのでござる。なぜと云ふに、其の先祖を大切にする行が、則ち孝行で、孝行ある人には、不忠不義の人は、決してあきものでござる。諸越の書にも、忠臣は孝子の門より出づ」とも、孝は百行の本あり」とも申したのは、このこゝでござる。さて、その先祖につかへ奉る道をつくす時は、俗の諺にも云ふ如く、神は敬ふに依つて、彌、倍、威光を増して、子孫に幸多く、禍事をきやうに守り下さる譯で、我が先祖を慕ひ奉る心と、子孫

を思ひ給ふ先祖の御心と、親魂合うて、家も身も安らかに修まる事
 でござる。平田大人、玉多須技抄録

第六章 君臣の大義

皇國は、天照大御神の大御言に、「豊葦原の千五百秋の瑞穂の國は、これ、吾が子孫の王たるべき地あり。汝皇孫の命、いでまして治すべし。さきくまひませ。寶祚の隆ぬまさむこゝ、天壤のむた無窮あるべし」と宣り給ひし御言は、万代を貫通して、其の皇孫の命の知しめすべく、定まれる國ある事は、申すまでもあし。また、高皇產靈神の大物主神に命せ給ひし大詔には、「八十萬の神を領りて、永らに、皇孫の命の御爲に護り、まつれ」とあり。また、天照大御神の、天兒屋命、太玉命に宣

り給ひし大詔にも「やよ、汝、二柱の神も同じく御殿の内にもさもらひて、善く防ぎ護らせ」とあり。また「故に、天、兒屋命、太玉命、及び諸部の神等を以て、悉く、皆相援けしむ」なご見ゆたる如く、天照大御神の御子孫の、萬代無窮に、大君と照り臨みて、知しめすべき御國なれば、其の天つ日嗣を、知しめす天皇に對し奉りては、この御國の内にあるものは、貴きも賤しきも、悉く、天皇の臣民なれば、常に、よく、天皇に隨ひ靡き奉りて、假にも、大御心に逆らひ奉ることなく、天皇の御爲には、父母妻子をも顧みずして、何時にても、性命をば、塵芥の如く、軽く思ひて仕へ奉るる、天つ御神の御掟にはありける。

されば、古の武將ある大伴氏の家に、語り傳へたる古語に、「海行かば水漬く屍、山行かば草むすかばね、大君の邊にこそ死なめ」といひ、又、その大伴家持主の歌に、「天地の初の時ゆ、うつそ身の八十件の男は、大君にまつらふものと、定まれる職にしあれば、大君の御言かしこみ云々」と、この家に傳はりつる古語に據りて、詠まれしあり。これらの語をもて、我が臣民たるもの、限りは、悉く、大君によく仕へ奉るべき事をも悟るべし。而して、この國土山海萬物は、悉皆、大君の御物あれば、其の國土山海萬物のために、生育せらるるものは、皆その生命をも致して、仕へ奉るべきこと勿論なり。や、後の御代ながら、弘仁年中に成れる靈異記に、「をす國の内のもものは、皆大君の物あり。針をさすばかりの末も、私物はかつてなきあり。大君の思はずまゝのわざあり」とあるを思ふべし。

そも、産靈大神の、人民をこの世に生産せしめ給ふ本因は、よく、

朝廷に仕へ奉りて、忠誠を竭し、國土につきては、各その功績を建つべく、また、其の心魂を鍊り固め、身體を強健にして、其の職業に精勤せしむべく、さて、死後には、幽世の御制令に隨ひて、この世に在りつるほごに、鍊り固めたる心魂をもて、天つ神の造化の衆務を助け奉るべく、重任にも用ひさせ給はむが爲あり。されば、この世に在る間は、吾が身體は、全く、大君の御爲に生れ出でたるものなり。こいふ本義を、恆に能く明め置くべし。

さて、この世の人には、上中下の品位ありて、尊卑様々あれども、高貴の人はいふも更あり。下賤の人にて、此の本義におきては、易る所あり。然るを、中古以來、皇國の古道、本教は、外國より來れる種々の道の爲に妨げられて、學者の人を教へ導くも、その説く所、區々たりし

により、天下の人民は、心裏の標的に迷ひて、やゝもすれば、道をふみ違へむごせしは、慨かほしく憾めしき事なり。されど、今にありては、誰れ人も、よく、此の君臣の大義を明め置きて、事に臨みて迷ふとなく、その身命を致しても、よく、忠誠を竭して、その美名を後代に残さむ事をこそ、心の掟とはあすべけれ。六人部翁顯幽順考論による

新後撰集、龜山天皇御製

すべらぎの神の御言を受け來つゝ、彌繼々に世を思ふかゝ。
續後拾遺集、後醍醐天皇御製

世治り民安かれと祈るこそ、我が身に盡きぬ思ひなりけれ。
万葉集、鰻人不知

武士のたみの男は、大君の任のまに／＼聞くこふものぢ。

同書海犬養宿禰岡磨

御民われ生ける驗あり。天地の榮ゆる時にあへらく思へば、

新勅撰集鎌倉右大臣實朝

山はさけ、海はあせあむ世なりとも、君に二心わがあらめやも。

春葉集荷田東磨

遁れても、身は奥山の榊葉の、榮ゆく御代を祈らざらめや。

玉鉾百首平宜長

物皆は變りゆけども、現神わが大君の御代はこころしへ。

第七章 親子の道

天地の初の時、神祖伊邪那岐大神、伊邪那美大神は、この大地につきて、御降誕まじ／＼しが、やがて、高天原ある皇祖の天つ神の御許に参上りまし、大御詔を承たまはりまして、うの大御詔のまに／＼、大地を造り固め給ひ、其の御子こます天照大御神は、御父大神の大御詔のまに／＼、高天原を知しめして、その授けたまへる御頸珠を、御倉板舉神と齋き奉らせ給ひ、また、建速須佐能雄大神の、御母の御許へ奉り給はむことを、御父大神に請ひ賜ひしなごも、御父母の神に、深く仕へ奉り給ふ御行と窺ひ奉られたり。

かくて、皇孫命の御降臨の時に、天照大御神の、三種の神寶を授け奉り給ひて、此の御鏡は、専ら朕が御魂こして、朕が御前をいつくが如く、同殿同床に坐さしめて、齋き奉り給へと詔り賜ひ、皇産靈大神も、

八柱の神等を天津神籬に齋き奉りて、授け奉り給へるによりて、後の御世にも、神祭を以て、御政事の最第一とし給へり。即ち、神武天皇は、祖御の始に、先、「朕が天つ神高皇産靈尊、大日靈尊、此の豊葦原、瑞穗國を、我が御祖彦火瓊杵尊に賜へり」と詔りたまひて、御軍中にも、先、御神を主とし給ひ、中つ國に入り賜へる時に、天津神籬を起し、靈時を建て、「皇祖天神をいつきまつりて、大孝を伸ぶべきものなり」と詔り賜へるも、皆、上の神隨なる御政事を受け嗣ぎ給へるありけり。さて、万葉集の歌に「大名持少彦名の神代より、言ひ傳てけらく、父母を見れば尊く云々」とあるも、また、深きゆゑある事なりかし。野翁、玉鉞物語による

古言に、於夜と云ひしは、吾を生み成したる兩親を始めて、祖父母、曾祖父母より、前々の先祖たちを、幾代さきの遠祖にてもいへり。こゝを以て、古言にも、於夜といふには、多く祖の字を書き來れり。また、子と云ふも、吾が生み成したる子は元よりにて、孫よりして、幾代の末をも子と云へり。これ古の道にて、先祖にも、子孫にも、いと親しくう聞ゆめる。然るを、後には、此の古意を忘れて、吾れを生みたる兩親をのみ、オヤといひ、兩親の兩親を、祖父祖母と云ひ、祖父母の兩親を、曾祖父、曾祖母と云ふ事に成りたれど、それより上ある祖たちに云ふべき言なく、又、我が生みの子をのみ子といひ、其の子の生みたる子を孫といひ、孫の生みたる子を曾孫といひ、曾孫の子を玄孫と云ふより外に、語なむ。これによりて、先祖をも、子孫をも、自然に疎々し

く思ふやうに成り行く事なり。人情として、稚き者ほど愛しむ思ふ物にしあれば、子孫あれば、幾代後あるをも、愛しと思へど、先祖をば然しも慕はしく思はぬが、大凡の人の常情なり。古に、幾代前の先祖をもオヤと云ひ、幾代後の子孫をも子と云ひしが、自然に厚き人情ありし言あること、頭を傾けて、深く思ふべき事にこそ。平田大人玉櫛抄録

人の生れ來し本をいへば、父母の大恩によれる事、いふまでもあし。さるを世に、イラフカ徒者の、やゝもすれば、親の世話にあらぬなごいへるもあるは、言語道斷のとあり。若、その人の幼穉の時に、父母の棄て、育てあげざらむには、その身は生きて世にあるべしや。かゝる理だに知らぬは、いかなる惑ひの甚だしきものにかあらむ。問はず語に「赤

子より縁子といふ頃まで、父母の心づかひ至らぬ隈をし。火に近づけば手を出し、水に臨めば足をあがき、衣を漬し寶を摧き、すべて、善からぬ限り、愚かある限りを盡せど、これを悪しとも怒る父母を。物打ちわりなごすれば、取りをさめぬが怠りと、みづから責む。これ、うの子の智ひらけぬことを知りて、いとほしみ深きが故あり」といへり。

さて、うの大恩ある父母の、またうの本の、うの本を推し極むれば、皇祖天神にましまし、皇祖天神は、天地萬物にも、盡くに大父母と坐して、うの御嫡孫として、御天降ありし皇孫邇々藝尊よりして、御代々々天下を知しめすは、我が天皇にたはしませり。されば、唐人も、忠臣は、孝子の門に求む」といへる如く、我が御國にては、親に孝あれば、必

ず君に忠あり。君に忠あれば、必ず親に孝ありて、忠孝は、必ず一つなれば、御國にては、これを一語にして、「まめ」といへるあり。されば、此のまめある人は、家に居ては、必ず家もよく治め、朋友に交りては、必ず朋友に信あるものあれば、これを道の本として、實徳を修め、積む基とするなり。忠孝あくば、家屋を作るに基礎あく、川水の源なきが如くにて、其の他は、いがある多才多能ありとも、すべて取るに足らざるなり。矢野翁志斐語附録による

そも、孝は、我が一家一身のことにして、天下國家の上には、涉ること少きを、忠は、一家一身を取り、統へたる上に、天下國家にも、涉るものあれば、孝に比へては、いと重きものあり。されば、孝の方には、少し

闕くることありとも、忠の方は、闕くべからず。忠孝の差別を、かく定め置き、さて、孝の本義をいへば、まづ、我が身よりいふに、妻子は、父母よりも親しけれども、父母の方貴く、父母の間にも、母は、父よりも親しけれども、父の方重く、祖父母は、父母よりも、疎けれども、父母よりも貴く、祖先は、親しく見も知らざれば、いよく、疎けれども、祖父母よりも亦貴し。これ、先祖ありて、其の家あり。家ありて、代々の祖あり。代々の祖ありて、父母あり。父母ありて、我が身もあるあれば、其の家に執りては、祖先ばかり貴きはあし。されば、妻子と父母との間にもあれ、父母と祖父母との間にもあれ、比ぶる時は、必ず我れに、疎き方は貴く、親しき方は卑しいふ本因を、心の底に辨へ、知る時は、彼の妻子の愛に溺れて、父母を蔑にし、親を疎ぶるが如き心迷ひは、あ

かるまじき理にあらずや。また、此の尊卑の次第を辨へ知る時は、父母よりも君は踈けれども、いよく尊きことわりなごも、よく思ひ知られて、忠のためには、父母にも先立ち、家をも顧みずといふ、本教のいはれをも思ひ悟るべし。

さて又、こゝに一つの論あり。古書ごもに、母の事を御祖ミソといひ、萬葉集の歌ごもに詠める趣も、何れも、母を主として先とし、父を後にしたるを見て、皇國の上古も、西洋諸國の如く、女の方を貴重したるものならむかと、疑ふ人も有るべけれども、それは、事の次第を知らざるものなり。其の故は、母には幼年の時より生育せられて、晝夜となく馴れ睦へるを、殊に、高貴の家にありては、その父は同居さへせざれば、自然に踈かりしにて、平生に、打ち任せて親オヤといふ時は、たゞ母

のこのとのやうに成りしにより、母を御祖ミソとも呼び、歌ごにも、母の方を旨と詠めるも、殊に親しかりしによりてなり。これ、自然の勢にして、何にまれ、表を飾らぬ上古の質朴ある心より、詠み出でたる歌なれば、うかし。上古にても、表だちたる重き事につきては、父の方を重くしたることは、天祖の、この大八島國を、皇孫、命に授け給へる事を、神武天皇の御詔に、邇々藝、命に係けて詔ひ、菟道稚郎子、太子の御言に、其の天位を定め給へる事を、御父天皇に係けて詔へるあごを、思ひ涉しても、曉るべし。六人部翁、幽顯、順考論による

萬葉集、山上憶良

白がねもこがねも玉も何せむに、優れる寶子にしかめやも。

同書、丈部稻麿

父母が、頭かきあて、幸あれと言ひし言うわすれかねつる。

同書、津守宿禰小黒栖

母刀ツノ自ミは玉にもがもや。戴きてみづらの中にあへまかまくも。

同書、作者不知

旅人の宿りせむ野に霜降らば、我が子羽ぐ、め天のたづむら。

後撰集、兼明親王

人の親の心は、闇くらにあらねごも、子をおもふ道に惑ひぬるかな。

拾遺集、菅原大臣道真母

久かたの月の桂も折るばかり、家の風をも吹かせてしがな。

新後拾遺集、前大納言爲氏

たらちねの、ありて諫めし言の葉は、亡き跡にこそ思ひしらるれ。

門葉集、鶴若丸

や、積もるわが身の年を思ふにも、まづたらちねの老る悲しさ。

新千載集、康資王母

人の子の親にありてう、我が親の思ひはいと、たもひしらる。

六帖詠草、小澤蘆庵

家富みて、あかぬことなく仕ふとも、報いむものか。親の恵みは、

同上

子をおもふ道に惑ひて、今うしる。ち、ぶの山の深き恵みを、

玉鉾百首、平宣長

父母は、わが家の神わが神と、心つくしていつけ人の子。

第八章 夫婦の睦

五二

この世の初に、高皇産靈、大神、神皇産靈、大神は、おのづから妹背の御神徳を備へおはし、天地萬物を鎔造化成し給ひつれば、天地はいふも更にて、其の間に成りと成り出づる物は、また、たのづから男女のさまを具備せざるはなし。かくて、伊邪那伎、伊邪那美、大神は、皇産靈、大神の御教に因りて、妹背の道を始めたまひ、國の八十國、島の八十島を生み成し給ひ、八百萬の神、及び萬物をも生み給ひ、いはてに三柱の貴御子を生み給ひて、皇祖天神の御依託を事終へまし、すべて、世の中の夫婦の道を始め給ひしあり。さて、我が御國の古典に見えたる詔詞に、食國の天の下の大政は、獨り知るべき物にあらず、必

ず後への政有るべしとありて、皇后を定めて、御内政を委ね給へるは、本、高皇産靈、大神は表に立ちまして、神界ながら外事を掌り給ひ、神皇産靈、大神は裏に立ちまして、その内事を掌り給へるより、起れる御ことなり。されば、伊邪那岐、命に、伊邪那美、命の相配ひまし、大國主、大神に、須世理毘賣、命の相偶ひまして、その大事業を成し給ひ、天忍穗耳尊には、栲幡千千姫、命の相偶ひまして、邇々藝、命の生れ給ひしより、次々に、皇后を撰び立て給ふことを、いと重きこととし給へるは、皆、皇祖天神の大御心に因れるものといふべし。

かゝる道理なれば、古典に、男女二柱、神を、天地と別ちて、天之御柱、命、國之御柱、命、また、天之狹土、神、國之狹土、神など、いと多く見えたるを思ふべく、また、伊邪那岐、命は、左に上に生れ賜ひ、伊邪那美、命は、右に

下に生れ給へるも、また「吾は男にしあれば、先に唱ふべき理あり」と、伊那邪岐命の詔りたまひしも、皆神隨の道に因れる御事と窺ひ奉られたり。

さて男神は御兒神等を多く持ち給はむために、后神をあまた召されし御事もあれど、女神は一柱からでは、夫神に合ひ給はざりしも、神隨の道ある事、須勢理毘賣命の御歌に、我が大國主こそは、男にいませば、うち見る島のさきく、かき見る磯の前たちず、若草の妻持たせらめ。あはもよ、女にしあれば、汝たきて夫はあし。汝たきてつまはあし」と詔りたまへるにて、いとしるきあり。かく、上代には、女神の異夫神にあひませること、決してなかりしは、夫婦の道の、いと正しかりしものにて、此の太后神たちの神隨ある御教を、よくこそ習ひ

奉るべきあれ。

また、素戔嗚大神、奇稻田比賣命を娶さむとて、其の父母の名を問はせ給ひ、其の父母も、大神の御名を問ひ奉りしこと、また、彦火、邇々藝尊の、木花咲耶姫命の御名を問はせ賜ひしこと、あごは、人の世の婚姻にも、男女兩方の氏姓を尋ぬる本縁にて、これまた、大神の道に有りける。但し、上代は、皇后はいと重き御事とし給ひて、尊き神等、また、皇子皇孫等の御女あらでは、立て給ふこと無かりしこと、古事記傳に委しき説あり。また、天皇の御上のみにあらず、諸王諸臣までも、婚姻の道の正しかりしこと、職員令あごを見て知るべし。矢野翁玉梓物語による

夫婦の間は尊卑に依らず、夫は婦を愛憐し、婦は夫に隨從して、共に

力を併せて、其の家業を勤め行ひて、よく父母を孝養し、子孫を生育し祖先を辱しめず、家門を繁榮せしむべく努むべし。抑、夫婦の間は、男女につきて尊卑あるにあらず。唯、その契りを結ぶに到りては、夫は表に立ち、婦は裏を守るべく、神の掟てさせ給ひつるものなれば、萬事をあし行ふにも、此の掟を常に忘るべからず。而して、男女ともに、愛憐の情は、即ち産靈、大神の賦與し給へるものなれば、恒に、夫婦の間は一體と思ひて、喜怒哀樂を共にし、患難辛苦をも共にして、その生涯の勤めをあし行ふべし。然るを、支那の教に、「夫婦別あり」といへるは、夫婦の間は、親しきに過ぎて、なれくしく成り易きものなるゆゑ、それを抑へて制止したるなれば、強ひて悪しとも言ひがたきなり。されども、かく教へ立つるより、ともすれば、夫婦間の睦び疎

くあり行きて、遂には、和き諧はざるに至るもの少なからず。心すべきことあり。

さて、又、支那は、上古より、男子、權を專にして、女子を卑しむる國俗あるを、皇國にも、彼の國の學盛に行はるゝに就いては、何時こはなしに、其の風俗移り來て、女子を物の數ならず思へるが上に、佛、教の行はるゝに至りては、女子は、素もり罪障深きものとして、自らも、たゞ謙遜する習慣と成りつるなり。而して、支那にて、男子の權を專にせるは、彼の國の古に、左衽の俗を、右衽の俗に改めたるに思ひあはすれば、萬國共に、女子を重んずるに逆らひて、殊更に、之を貶したるにもあるべし。又、佛祖が、女子を罪障深き由に説きたるも、全く、天竺の古俗には、女子を貴びたるに、逆らひたるものなるべし。此等の説に

は、拘り泥むべからず。但し、しか言へばさて、男子は、妻の容色に溺れて、善悪の差別を知らず。唯、女の言のみを聞き入れて、家事を紊り、或は、親戚従類に疎まる、如き、愚蒙の所爲に陥らざるやう、深く慎まざるべからず。

又、妻は裡ウラを守るべき者あれば、その夫の、表に立ちて外事を勤むるに就きては、種々の人事世態に關かる事なごも、多かる物あるを、自らの心の狭小なるに引き比べて、夫の所爲に指し出で口し、或は、嫉妬がましき言ごもありては、よろしからず。これ、女子の最も慎むべきことなりけり。

凡そ人の妻たるもの、生涯其の夫を貴びて、貞操を守るべきこと、素より言ふまでもあく、彼の大國主、神の太后、須世理姫、命の御歌を見

て、その貞操を重んずべきは、太古よりの、神の御定めある事を悟るべし。六人部翁顯曲
順考論による

万葉集、作者不知

秋風は、日にけに吹きぬ。君妹子は、いつとか吾をいはひまつらむ。

同上

遠くありて、雲居に見ゆる妹が家に、早く至らむ。歩め黒駒。

同上

大船の、おもひ頼める君故に、盡す心はをしけくもなし。

同上

荒磯越え、外ゆく波のほか心、我はおもはじ。命しぬとも。

同安部女郎

我せこは物を思ひそ。事しあらば火にも水にも我れあけあくに。

常山詠草贈太政大臣源光國

池水に、つがはの鴛鴦の心をば、今予我が身の上にしりぬる。

三草集少將源定信

つゝましき新手枕の心をば、妹せの道の末もわするを。

王鉞百首平宜長

ぬえ草の妻子やつこらは、皇神の授けし寶愛みせよ。

第九章 兄弟の愛

伊邪那美大神、下津國にいでまさむとて、與母津平坂に至りまして、

「吾が那勢命の知しめす上津國に、心悪しき御子を生み置きて來ぬ」と詔りたまひて、元の宮に返りまして、更に、御子水神彌都波能賣神と、土神埴安毘賣神と、二柱を生み賜ひて、此の心悪しき御子の心、荒びそげ、水神瓢土神、川菜を持ちて鎮め奉れ」と事教へ悟し給へるは、兄弟互に睦びあふべき道を教へ給へるなりけり。又、素戔嗚大神の、夜見の國にいでまさむとて、雲霧をふみ涉りて、遙に高天の原に參上り給ひて、御荒び有りし時も、天照大御神は思親の御心もて、咎め給はず恨み給はず、恕め賜ひて詔り給はく、尿あすは、酔ひて吐き散らすところ、我が那勢命かくしつらめ。又、溝埋むるは、地を惜しとこそ、我が那勢命かくしつらめ」と詔り直し給へる由も見え、素戔嗚大神も、遂に、大祓の御功にて、御心明く清く成りはて給ひて、此の國土

を造り初め給ひ、さて後に、夜見國に入り坐さむとて、更に、天上に参上りまし、時に、今正に、根國に罷らむとするを、若、姉の命と相見奉らでは、に離り奉らねこそ、清き心をもて、またまる上り來つれ。姉の命、天津御國を照臨知しめして、平安さくましませと詔りたまひ、草薙神劍を、此は神劍イセノツルギあれば、われ、私にもち崇くべきにあらずと詔り賜ひて、殊更に、御孫の神をして、大御神の御許に奉らせ給へるあご皆、いとく有りがたく辱く尊き御親愛の程、測り奉らるゝなり。かれ、水神、土神は更にもまをさす。風神、火神、金神、水神、土神、五柱の大神等も、祓所の四柱の大神等も、大山祇神、大雷神、高靈神、三柱も、志賀の三前の大神、柱吉の大神等も、皆御心を睦び、御力を合せて、天地の間の万物に、とこさはに幸ひ給ひ、宗像の三前の大神、國造りまし

し大神を、後より輔佐し奉り給ひて、幽政を知しめすあご、いかに畏き御ことあらずや。

兄弟を、波良加良といふは、同腹軀骸の義にて、親族家族あごの中にも、殊に親しき由の稱あるべく、箸向ふ弟とかゝる枕詞も、元は、兄ともつゝけて、恒に相對ひ居て、事業を成し遂ぐるより、いへるにやあらむ。大納言光頼卿の歌に、古も類ひもあらじ。わが宿に、枝をつらぬるか、しは木のかげと、詠まれたる如く、同じ枝といふも、古よりの稱と聞はたり。

さて、人の世となりて、神淳名河耳、天皇靖の御兄神八井耳、命と、天津日嗣を互に譲らせ給ひ、水鏡愚管抄の説大鷲鷯、天皇仁と、菟道稚郎子、命とも、億計、天皇賢と、弘計、天皇宗とも、各御位を相譲らせ給ひ、嗟峨天

皇の淳和天皇の太子を、二柱まで皇太子と定め賜へるを、いとめでたき御事にころ有りけれ。矢野翁、玉鉞物語によの

兄弟は、幼稚の時より、同じ家に生育して、其の親みの深きと、いふも更あり。而して、兄弟は、共に、父母に孝養すべき故由を、だに知りたらば、その父母の慈愛する兄弟なれば、それを疎畧にせば、父母の心にも協はざることを思ひ、父母のいます間は、その心に任せ、父母おくなりつる後も、恒に、其の心を思ひやりて、兄弟共に親み睦び、互に家門の繁榮を計るべきことあり。六人部翁、顯曲、順考論による

万葉集、坂上大娘

我が宿にもみづる楓見る毎に、妹をかけつゝ戀ひぬ日はあし。

玉葉集、二條院讃岐

紫の色にいでゝは言はねども、草のゆかりを忘れやはする。

常山詠草、贈太政大臣源光國

數ふれば、君か齡のたか松や、連ある枝も千代にならはむ。

六帖詠草、小澤蘆庵

春日野のはらからこそは、世の中のうきたの森の嘆きをもこへ。

三草集、少將源定信

埋火のあたりのどかに、兄弟のまごゐせし夜を戀しかりける。

第十章 朋友の交

神皇産靈、尊の大詔もて、少彦名、命に、汝、葦原色許男、命と兄弟となり

て、その國を作り堅めよ」と詔り賜ひ、その大詔のまに、大己貴命と少彦名命と二柱、力を戮せ心をむつびて、天下を經營り給ふと見ゆ、萬葉集にも、大穴道、少御神の作らせる、妹脊の山を見らくしよしと。また、大汝、少彦名の、いましけむ、あづの石屋は、いく世へにけむなご、多く見ゆたる如く、二柱の大神は、並び給ひて、大八洲の國を經營固め成し給ひ、さて後に、少彦名命は、外つ國を造りにいでまし、遙か後には、國造りまし、大神も、外つ國へ渡りまし、を、白髮、大倭根子、天皇^清の御代に、大三輪の御社なる興津磐座に、少彦名、大神の還りまし、又、重ねて、文徳天皇の齋衡三年十二月に、二柱の大神は、相共に、常陸國に還りまして、昔、此の國を造り終へて、去りて東海に住きしを、今また、百姓を濟はむとて、歸へり來たれり」と、詔りたまへるまに

まに、宮作りて鎮め祭れり。

此の御故事をもて、朋友、また義兄弟となることも、天皇祖神の御教に因る事と知られける。また、阿遲志貴高日子根神の、我は愛しき友なれこそ云々とも、朋友の道とも詔へることも見ゆ、武甕槌神、經津主神、二柱相與に、天下を掃ひ平け給ひしを、普都、大神とも、布都、御靈、神とも申して、一柱の御名にも稱へたる、また、皇孫命の御天降の時、天照日、大御神の大詔にて、天、兒屋根命、天、太玉命に、同じく御殿の内に侍ひて、善く防ぎ護れとも、大前の事取り持ちて申し給へとも、詔り給ひ、五件、緒神を始めて、大伴、佐伯、物部等の、諸伴の裔の氏々の、いやつぎくに、神代のまに、相受け継ぎつゝ、大朝廷に、忠孝に、仕へ奉らし、事は、古典を見て知らるべきなり。

かくて、我も人も、その友なる人によりて、正しくよき方にも變り選り、また、逆しまの横さの方へもふみだがふわざにしあれば、皇神等の御上を、よく神習ひて、友伴トモは、よく選びよく見て、交りぬべきわざなりかし。矢野翁志斐語附録による

古今集、素性法師

をこつひも、昨日も、今日も見つれども、明日さへ見まくほしき君哉。

万葉集、橘宿禰久成

思ふごち、春の山べに打ちむれて、そこもいはぬ旅寝してしが。

金葉集、中納言通俊

さし登る朝日に、君を思ひ出でむ。かたぶく月に、われをわするを。

自歌合、中原遠忠

思ふこと、我にひこしき友もがな。言ひあはせつ、世をすぐさまし。

常山詠草贈太政大臣源光國

白雪の、ふりしむかしの友ならで、誰かごはまじ。深山べの里。

霞吟集、阿闍梨契冲

別れきて、友を思へば、馴れくして親しき程は、うごきなりけり。

家集、賀茂真淵

思ふ人あらば嬉しき身あらまし。有りのすさびはある世ながらに、

六帖詠草拾遺、小澤蘆庵

諸共に、老いにけるかゝ。大丈夫が、別れにかくや袖しぼるべき。

第十一章 修身齊家

人間一生の勤めは、忠孝の道にあり。聖賢の千萬言も、皆、忠孝の爲な

るべし。忠孝を勤めむと思はゞ、主君並びに先祖父母を、常々に忘るべからず。恩を知らぬ者は、不慮の災難にあふことあり。油断すべからず。又、主君に奉公するは、原因を報いむため。心得べし。たのれが立身の爲と思ふべからず。立身の爲に奉公すれば、我が心の如くならざる時は、主君を恨み、朋輩を謗り、非義の企も起すが故に、却つて、主君の心に背き、朋輩にも見限らるゝものなり。親に孝行を盡すには、畢竟、親に苦勞をかけず、親の心の安堵する様に、身を持つこと肝要なるべし。此の心を本として、一切の孝行をなすべきなり。人々、この職業をよくつとめて、悪しき事に立ち交らず、行跡正しく養生をよくして、父母の心を安んぜんこと、第一の孝行たるべし。兄は、弟を子の如くに憐み、弟は、兄を親の如く敬ふべし。朋友の交り

は、心に叶はぬ事あれば疎くなる習なれども、兄弟の間は、心に叶ぬ事あればこて、疎くなるべき道あらず。よしや、不快の事ありとも、互に堪忍して、うの誠を盡すべし。夫婦の間は、少しの事よりして、不和になることあり。堪忍の心の薄きが故なり。互におもひやりこらへあひて、夫婦の道を全くすべし。夫婦和合せざれば、一家治まらず。忠孝の道も缺くるものなり。

妻を離別する事、人倫の大變なり。妻の行跡あしく、雙方の親類も見限る程の事あらば、離別しても苦しからず。朋友の交には、遠慮の心を忘るべからず。心安きに任せて、無禮のことあれば、親友にも疎遠になり、不慮の難儀等も起るものなり。朋友の心をよく察して交るべし。人の嫌ふことを言ひ、口論なごして、大事を仕出す事多し。慎む

べし。

目上の人を批判すべからず。朋友のこゝを誇るべからず。愚者を侮り、人を輕んずべからず。短氣なる者は、事を仕損じ身を破ること多し。我が生れつき短氣ありと氣附かば、隨分、堪忍の心を用ひて、いましめ慎むべし。

短氣は、大かた我がまゝより起る。堪忍は修身齊家の樞機なり。衣服、食事、家計も、皆、忍ぶに非れば全からず。

人の隱密にする事を、見聞くべからず。人の秘藏する物を所望すべからず。假初に約束せし事も、變ずべからず。成るまじと思ふことを、卒爾に約束すべからず。偽を言はむと思はずとも、言葉多ければ、思はぬ相違を生ずるものなれば、言葉は少くて有りたきものなり。人

多く集まれる所にては、こゝに言葉を慎むべし。

不慮の仕損じは、よき人にも有ることなり。うれは恥にあらず。我が仕損じを人の仕損じにするは、大なる恥辱なり。人の仕損じを我が身に引きうくるは、見事なり。苦勞を逃れむとすれば、義理に背き、不覺の名を得ることあるべし。人の苦勞を我が身に引きうけむと思ふは、義に叶へる人と稱美すべし。出仕する人は、人より半時早く出で、半時遅く歸らむと心がくべし。

家宅諸道具衣類は、その身の分限より、少し輕きはよし。分限に過ぎたるは宜しからず。又、無用の費をなさず、正路に儉約を守るべし。儉約は、わが身の不自由を堪忍するにあり。これ即ち、足ることを知るなり。事足れば、足るに任せて、事足らず。たらで事足る、身こゝろやす

けれ。

諸事を思按するには、我が爲に善きか悪しきか、と思按すべからず。義理に當るか當らぬかと、思按すべし。万事を行ふに、初より、心もとなしと思ひて、念入れしことは、仕損じなし。始より、十分によしと思ひしことは、油断する故に、仕損じあるものなり。面白しと思ふ事は、度々重あらぬ様にすべし。何事をあすにも、まづ、其の害になるを、知りて、よく防げば、其の事成就して、後悔なし。人の疑を受けむと思ふ事は、せぬがよし。不慮の幸あれば、不慮の災ありといふこと、輕き事にもあるものなり。忠孝の道を務めて、暇ある時は、何にても、害にならぬ事は、翫び慰むべし。世の毀りも、人の苦みも、顧みず。心のまゝに遊興するは、家を破り、身を亡す基と知るべし。柳營夜話による

第十二章 家長の心得

老人物語に、一家の主人は、風俗の出づる源にて、家内の人の、善になるも悪になるも、主人の好む様にある物あれば、恐れても恐るべく、慎みても慎むべきは、主人の身なり。又、吾が身の事が、吾が心に、だに思ふ様にゆかぬ物あれば、召使ふものを、思ふ様にせむと思ふは、大なる僻事なり。使はるゝ者は、凡へて、身も心も届かぬ事多きものなるを思ふべし。

又、人を使ふ者は、苦樂をも、使はるゝ人と共にすべし。苦勞の事は、まづ吾が身を先立て、樂しき事は、人を先だて、我が身を後にすべし。主

人の身、遊樂を好みば、使はるゝ者も、亦、遊興安逸を願ふ様にありて、いざ見習ひ安く、終に身を保つこと能はず。深く慎みて、必ず、使ふ人に、安逸を教ふべからずといへり。

或人も、家持ちとありては、第一に、我が身を正しく持ちて、親子兄弟夫婦の中親しく、子妹に道を習はせ、家人を憐み、常に善事を好み、悪事を嫌ひて、家業に怠たらず、儉約を守り、家の風儀を厳しくして、男女に別ある事をよく教へ、毎日、家人に各の所作をいひ付け、屋宅、藏壁、垣等の破損を早く修理し、衣食住は、人間第一の物あれば、飯米、炭薪、味噌、醤油等を、よく貯へ置くべし。總べて、禍は、利を多く求むるに依りて、おこる物なれば、利を求めむより、家業を晝夜よく務めて、金銀を猥に費さぬ時は、禍なく、福は自ら盛りに成る者あり。小人の間

言讒言を用ふべからず。もし、身上に大切な事あらば、思慮ある老人の了簡を受けて用ふべし。我は、十分の利ありて、善しと思へども、傍より見れば、悪しき事多き者なり。

總べて、若き時に、よく勤^シ苦みて、家を興さむことを志すべし。親等の志を受けて、我も亦、新規に家を興してこそ、一人前の人といふべけれ。勤めは天の道にて、天は晝夜巡りて止む時なく、慎みは地の道にて、地は靜にして万物を生ず。勤めと慎みとは、天地に従ふ法なり。又、親類朋友には、よりく、^ツ龜飯^シにてふるまひ、打ちより樂みて情を厚くすべし。家正しくて、家内和睦すれば、子孫も永續し、家も繁榮すべし。家の盛衰は、朝起きの早き晩きにありといへり。

矢野翁著、三條大意摘録

第十三章 正直勤勉

人の此の世に生れ來つるは、偶然に似て偶然にあらず。いかなる工匠の名人ありて、巧思を窮め盡して、數百日の工を以て、作りいだせる生人形にても、たゞ形の人に似たるに、動き活くこのみにて、言語も應對もあしえざるを、人は、四肢百節を備へ受けて生れたる上に、又、靈魂といふ物ありて、これが主君とあり、その一身のみか、他人をも治め、万人の師表ともなるべきは、たゞに、父母の恩のみにはあらず。その根元をいへば、皇祖天神の微妙なる御靈徳に因りて、生み出だされたる物にて、その奥義は、容易に知らるべき事にあらず。かゝる微妙なる身軀を得て、かく、食へて著て家に住み居るは、盡くに、天

神地祇の御恩と、天朝の御蔭とによらざるはなきなり。世には、鳥獸だに、受けたる恩は報ずるものあり。況して、人間とては、その分々に應じ、其の職業を務めて、この大恩徳に報い奉らざらんや。すべて、天地間の萬物、皆、その職業あり。これによりて、四時晝夜も行はれ、百穀、鳥獸、草木も、生々化々するなれば、上は天皇を始め奉り、王公大人も、各、其の職業を怠り給ふことあし。されば、神官は誠敬を盡して、神祭を精勤し、士は武事を鍛錬して、國家の干城と爲り、農は四時の氣候をよく考へ、土地の適不適を知りて、五穀その他の物を作りいたし、工は家屋器物の他を造りて、國家必要の用を足すべく、商賈は多分の利を取らず、有無を轉じて、雙方共に、利益を得る様に謀るべし。かく、其の職分をよく守り、各、奸術虚偽を除き去りて、公平

正直に務め行かば、うの分に應じて、よく、一家を治めて、父母を養ひ、妻子親族を恵むほどの活計は、自ら出来くべきことなり。

さるを。士は放盪にして、君臣父子の大道をも、うの俸祿を賜はれる故をも解せず、農は耕耨を事とせず、工は人の依託にそむきて、その作器、用の中らず、商は高利を貪り、欺偽を巧にして、すべて、悪心穢行を事とせば、よし、一旦は富貴榮華を得ても、それは風前の燈、春日の霞に異ならずして、必ず、天神地祇の冥罰に中りて、その幸福は、忽に亡び盡くるものあり。

されば、如何にして、眞の富貴を保つべきと云ふに、人々、皆、正直忠誠にして、陰徳を積むに如くはあし。小悪にても、積りては大悪と成り、小善にても、積りては大善となること、塵も積りて山とあるといふ譬の如くなれば、心の中に悪念の萌すは、妖鬼に見こまれて、邪路に引かるゝなりと、甚だ恐れて、自ら猛省して、過ちを改めて、善に遷らば、天神地祇の見直し聞直し賜ふ事は、大祓詞を拜見しても知るべきあり。

是を以つて、人々、その心を赤く清くして、假そめにも、奸曲邪佞をたもはず、正直に忠誠にして、其の職を怠ることなく、他人の病苦貧苦等の、種々の艱難をも、憐み救ひて、慈仁を加ふべし。これ、うの富貴榮華を永く保ち、之を子孫に受け傳へしめ、己が身は、死後に善神と成りて、無窮の大福を受くる基に有りける。

矢野翁志斐語
附録による

風雅集伏見天皇御製

天つ空照る日の下にありながら、曇る心の隈をもためや。

雪玉集道遙院内大臣實隆

曇らぬを、神代あがらの心より、空にいさめて、月やすむらむ。

玉鉾百首平宣長

命つぐくいものきもの住む家ら、神の恵みろ。君のめぐみろ。

同上

いざ子ごも、さかしらせずて、靈ちはふ神の御しわざ助け奉るへ。

同上

目に見えぬ神の心の幽事は、かこきものろ。おほにあ思ひろ。

第十四章 丹心の錬磨

天地の間には、万物とて、土石の類、草木の類、鳥獸の類など、数百万種
と多き中にも、殊更に、人は靈物といひて、僅に、五尺左右の體にて、天
地と相並び立てる事は、其の天地万物をも御造化遊ばされし、皇祖
天神の御上に、その身體靈魂ごもに、能く肖えて生れ出で、此の身體
も、いと奇妙ある物あるが、靈魂は、更に靈妙なる物にて、ろの中に、丹
き心といふ至善の徳を備へ、これより、君臣父子夫婦兄弟朋友の道
などをも、發揮して行ふものがあるが故なり。

この故に、伊勢の大御神の御教詔には、「黒き心あくして、丹き心を以
ちて仕へ奉れ」と詔へるが、この丹き心の根本は靈魂にて、靈魂は頭

腦に安處して、一身の主宰となり、天つ國及び君父の象あり。また、その四肢百骸は、地にして、又、臣子の如き象あり。一身の内には、天地の理も、君臣の道もこもれるあり。また、人の兩手は兄弟の如く、兩足は妻子臣僕に喩へつべく、手足の十指は、朋友衆人に比ぶべし。されば、天地の理を推して、一身の上に及ぼし、一身の理を推して、一家に及ぼし、一家の理を擴めて、一國一天下にも及ぼすべし。かくて、天下の本は國、國の本は家、家の本は身、身の本は一心に歸著するものあれば、大いに此の心を擴むれば、上下四方に充ち溢れ、小さく此を約め藏むれば、一身の内に復歸するあり。さるを、世には、この丹心を變化して、黒心となせる者あるは、主君たる靈魂を、凝らし固むる事を知らずして、耳目口鼻體を、ごいふ諸役人の、嗜欲に引き惑はされ、うの

主君たる威光も暗まされて、靈魂は、全く、庸愚の主と成りはてたるなり。

人は、主君たる靈魂を、常に、堅固に築き立て凝らして、火に入ることも、水に入ることも、焚けも溺れもすまじこと、うの心志を練り立つれば、靈智もいよ／＼明かに、勇氣も常に凜然として、胸中もおのづから安泰にて、物の是非曲直を辨ずること、火を見るが如く明かにて、惡魔も其の間を伺ふを得ず、豺狼も爪牙を措くこと能はず、邪疾も侵入する處あく、盜賊も窺ふべき隙あく、乱臣賊子も狂謀を施すべき術あくして、遂に、皆、善に化して、我が旗下に服従するに至るべし。故に、人は、務めて丹心を鍊り固めて、黒心を恐れ遠ざくべく、かくして、恒に善行を務め、陰徳を積みなば、天地万物の大父母とます、皇祖天神

の大御心にも協ひて、正しき君子となるべきなり。さるを、常に黒心を以て、悪事逆行を爲せば、皇祖天神の大御心に背き奉りて、人非人となり、禽獸と類を同じうすべし。本姓の丹心を養ふと、此を取り失ひて、黒心に遷るは、善人と悪人と、因りて分るゝ岐路にして、その一代の失得も、後世子孫の存亡も、皆これに因りて定まるあり。さて、世に不忠不孝不慈不義の無頼者を、人面獸心といへれども、蜂蟻には、君臣の分もあり。食物を蓄へて、冬を防ぐ智もあり。諸鳥や猿熊鯨の親子相愛し、犬の主恩に報いし事も、古今に甚だ多し。悪物の例に引き出でらるゝ豺狼だに、人を助けしこと多く、其の外の鳥獸には、善き行ひせしこと、數しらず聞ゆれば、彼の無頼の非人をば、獸心といへれど、禽獸よりも、遙に劣り果てたるものといふべし。

されば、不忠不孝不慈不義にして、禽獸にも劣れる者は、人として生れしかひもあきものなり。よく、此を思ひ慎み懼れて、黒心を持つことなく、一向に丹心を保ち養ひて、皇祖天神に仕へ奉ることを、第一とすべきあり。また、さる非人らも、「汝は人に非ず」と言はるれば、必ず愧ぢ怒るを見ても、いかに本性を失へるものも、少しは良心の残れるなるべし。さらば、悪人とても、その僅に残れる良心を知り得ば、之を守りて失ふことなく、譬へば一點の火も、大空を焦すべき、大火とも成る如く、よくその良心を振り興し、丹心を積み凝らして、黒心穢心をば、なごりなく焼き滅ぼして、本性の至善に立ち歸るべきことなり。矢野翁志斐語附録による

古今集、小野小町

色見えでうつらふものは、世の中の人の心の花にぞありける。

後撰集、作者不知

なき名ろこ、人にはいひてありぬべし。心の問は、いかゞ答へむ。

風雅集、從二位爲子

心だに、我が思ふには任せぬを、人を恨みむ言の葉ろなき。

拾玉集、前大僧正慈鎮

大空の思はむこども耻かしあ。さし仰きつゝ、かくてすごさば、

後拾遺集、前中納言家房

一筋に、人をも身をも思ふかな。打つ墨繩の直かれこのみ、

春葉集、荷田東滿

世を憂しこ、難波のえやは恨むべき。わざもあしかる身をあらさず

して、

玉銚百首、平宣長

から人のあわざ習ひて飾らひて、思ふ真心いつはるべしや。

閑田詠草、伴蒿蹊

よしあしに、移る習ひを思ふにも、危きものは心ありけり。

第十五章 正氣の養成

人は小天地にて、天地の二氣を正しくうけて生れ、常に、天地の氣に感通するものなれば、その日々に爲す所は、一切に日輪と共にして、夜明くれば、人も俱に起き出で、その照し給ふ間は、士農工商ともに、其の業を勵みて怠らず。日暮るれば俱に休みて、日々の用事を考へ、

明日の事を思慮す。かくの如くに、年中怠らず勵むことは、神武なく
ては、倦み怠りて、其の志を遂ぐるこゝ能はず。神武の氣を常に執行
するには、先、其の心氣を正しくして、毫毛も無道邪氣に預らず。難儀
に臨みても、免れむこゝを思はず。苦みをも苦みこもせず。危きを見
ても恐れず。万事につけて、未練柔弱の心を持たず。吉凶盛衰は、貴人
高位こても隔おこし悟りて、何事も、更に驚く事なかれ。常に己を正
しくして、諸事、神明と天運とに任せて、惑ふこゝあかれ。かくて、武氣
盛にして、内外健かなれば、天地日月と、氣を合せ徳を同じくする故
に、物毎に成就し、無病息災家内繁昌子孫長久なり。
もし、此に背きて、神武の氣衰へ、朝は晝迄も寝て、たま／＼起くれば
晝寢をし、己が家業を怠り、無益の遊藝に心を費し、分限不相應の遊

奢にふけり、家職に倦み怠りて、身體手足を働かさず。只、心氣ばかり
を、彼此こつかひて、種々の妄念かはる／＼起り、願望の欲情、胸中に
絶ゆる事なき時は、陽氣日におそろへて、陰氣に陥り、なす程の事は、
ぐづ／＼こして、難儀に危き事あれば、色かはり手足わな／＼き、臆病
未練の氣になり、大切の心氣を、愚癡の無益の事に勞するをば、神々
もいたく忌ませ給ふこゝあり。

又、内心清淨にして、神武の勇氣を養ひ、微塵の邪もなく、毫末の悪事
も思はず。利欲妄念なく、神武の勇氣盛あれば、火の物を焼くが如く、
邪念消え失せて、愚癡の迷ひも、次第にすたるべし。

又、昔より、神武の氣を備へ賜ふ、良將良士の行ひを見るに、その仁と
いふは、士卒万民を使ふに、第一、賞罰を明かにし、高下親疎の別なく、

法政を嚴重にして、威有つて猛からず、士庶人を懐け勞はり、諸人内外より君恩をありがたく思ひ、各志を勵まし忠を盡して、一命を驚毛よりも軽くし、主人と生死存亡を俱にして、危きを恐れざる如く、人を使ひ賜ふは、神武の中より出でたる仁にて、名將と世に申す人、皆かくの如し。本に神武の氣あき仁は、我が儘柔弱にして、諸士以下大將の胸中を見ぬいて、下知法度も正しく守らず。家老用人の最負取成しにて、功あき者も加増褒美を蒙り、或は、大將の氣に入りたる輕薄者ばかりに、賞祿を與ふるは、姑息の仁にて、賞罰正しからざる故に、佞人不忠の諂者は集り易く、忠義の實ある者は必ず退きて、國家亡ぶること、和漢に其の例多し。

義も、神武を本に備へざる人は、義に似て大に違ふことあり。大義を軽くして小義に拘はり、忠孝の道を忘れ、無益の義理を立て、其の本を取り失ふこと、世上に多し。譬へば、君父の恩をば棄てて、女房等の縁に引かれ、或は兄弟朋友の義理には背きて、遊女傾城の義理を專にし、或は已を愛する者ばかりに義理はり、或は死すべき道にながらへて、恥を子孫に残し、先祖の名を汚し、無益の義理をして、家を亡ぼし身を捨て、諸人の笑ひある者も、世上に多し。

禮も、神武の氣を本に備へたる時は、君臣父子夫婦兄弟朋友の交りを正しくして、貴殘に依りて、夫々の禮節を乱さず、何ほご心易き人にも、慮外緩怠を慎み、人を賤めず、たのれを謙りて高ぶらす、富める者にも、諂ひの禮を爲さず、貧しき者ごて、うの徳を尊びて禮を畧せず、久しく人と交りては、猶々禮を忘れず、衆人と交りて和を本とす

るは、皆禮の實なり。

知も、神武を本に備へたる人は、万物の源を明かにして、諸事に惑はず、夫々に利害善惡を分別して、本末始終の道理を考へ、万人の賢愚虚實を目利し、其の得たる所を知りて、相應の役に人を使ひ、眞と偽との二つを明に辨へて、人に制せられず、人の偽に棄らざるを正智といふ。

信も、神武の本を備へたる人は、言行共に慎み、前後表裏の變りなく、正心に思はぬことを口に出さず、假初の事にも約を變へず、信ある事にも、道に背き理にあはぬこともあらば、是を校べ量りて、正しき道理に背かず、人の偽を誠とせず、成すほどのこと首尾揃ひ、前後明かにして、幾年過ぎても、其の事の變らざるは信なり。此らは、日本の

風俗にて、上代より中古までの人は、正直潔白にて、勇氣盛なりしかば、天然自然と五常の道に叶ひたりしは、これ、神國神裔の人民あるが故あり。

元來、日本は神武の國故に、大神宮の御血筋連綿として、天位御盛にまし、假にも他姓他胤を交へず。國民、各、勇氣潔白にして、上下尊卑の道を正しくし、主君を尊敬し、忠を盡し志を勵し、一命を主人に抛ちて二心なく、妻子まで命を以て君に報じ、家名を穢さず、耻辱を子孫に遺さず。先祖より相傳はる血筋を改めざることを、天子より庶人に至るまで、此の國の風儀あり。

又、日本に生れたる人民は、貴賤ともに、其の元祖を尋ねれば、皆神にして、天竺の佛の子孫にも、唐土の三皇五帝の未葉にもあらねば、勇

義自然と備りて、君に忠あり、親に孝あり、朋友に信ありて、其の心清静あれば、何ほご末世に及びても、神力の加護をくは叶はず、祈る所成就せずといふ事なく、願ふ所奇瑞あらずといふことなく、争ふ所勝利を得ずといふことなく、危きを遁れ、災を免るゝ事顯然たり。神の其の子孫の者を守らせ給ふに、何う等閑のここあらむ。

八幡宮の神託に、（ト）他の國より我が國、（ト）他の人より我が人、と宣へり。古も今も、神慮に差別なきに、是を拜する人の氣、古今と變り、天地と隔たり、雲泥と變れる事は、神明の御意に叶はざるを以て、神力の加護も少きあり。又、我が神道を知らぬ人は、万國に勝れたる、この國風に心づかず、此をすて、唐天竺の道を信用して、本の本たる神道を乱す根と成る事、恐るべきことこの甚しきものなり。（神武推衡 錄抄錄）

第十六章 神恩

この天地の間の大事は論なく、人間上の小事件に至るまでも、目にこそ見ゆ給はね、一事一物として、天つ神、國つ神、八百万の神たちの御恩澤に因らざるはなし。

うれ、第一に知り奉らで叶はぬ神は、先、伊勢に御鎮座遊ばさるゝ、兩宮にて、内宮は天照坐大御神と申し奉りて、我が天皇の大御祖に坐すのみならず、皇胤とある源、平、橘、在原などいふ歴々たる諸氏は、皆、其の御末あり。外宮は、豊受大神と申して、衣物食物家宅の三つに、御靈を幸へ給へる、いと神徳廣大ある神にして、天上にて、大御神さへに、人民の爲に、重く御祭禮を遊ばされし御事あり。昔は、參宮を禁め

賜ひし御代も有りしを、今は、これを御禁めあきのみならず。家々に、御玉串をさへ頂戴することゝなれるは、此の兩宮の御高德は、あらゆる人民も、万物も、蒙らぬ物あければ、必ず、幽世より、神等のあかせさせ賜へるあるべし。俗歌に、「伊勢へ七たび、熊野へ三たび、御多賀様へは月参り」ことも、「伊勢へ参らば、御多賀へ参れ。御伊勢、御多賀の子じや孫じや」ともうたへるは、よく、道の大義に叶へることなり。

今、近く喩を取つて言はむに、人たる者は、かしくも、天つ日を手本として、言行を務めあはば、違ひは更に有ることあし。まづ、その御光明の麗しき事も、其の嚴威のいみじき事も、何か勝るもの有らむ。また、天地間の千万の物の生々化々するも、皆、其の御大徳に非るはあく、いかある至仁大慈も、又、何か勝るものあらむ。はた、天つ日は、極めて

大きく、極めて剛く、圓團に正直に坐して、且、瞬時も緩み怠り給ふ事もあければ、人も其の心性を盡して、精神を明く清く正しく直くして、毫末も汚れ穢れたる心を持たず。世の爲人の爲に、仁慈を致さむと志を立て、正大に公平にして偏黨あく、日夕に戒愼恐懼して、その心志を固め、その正業を務め勵みて怠らざれば、才と不才と、敏と不敏とによりて、遲速は有りとも、何事か、終に成就せざらる事あき道理あるがごとし。

さて、出雲の大神とて、杵築の大社に鎮り坐す大國主神は、幽世の大君主に坐せり。幽世とは、此の顯世よりは、いかなる賢聖といはるゝ人にて、又、至つて貴き人にて、武勇智謀ある人にて、これを窺ひ見ること能はぬ域あり。只、古傳に因つて、聊か、その片端を想ひや

り奉るを得るのみなり。先神代の初より、我が天皇の御大祖邇々藝尊は、天下の政事を統べ知らせ賜ひ、出雲の大神は、幽世の政事を統べ知り賜ふこと、皇祖天神の大詔に因りて定れるにより、貴人も賤人も、善人も悪人も、富人も貧人も、此の世を去りて後は、冥府に参りて、此の大神の御政事を受けねばあらぬ故に、かねて、大神を深く仰ぎ奉りて、常に、幽冥界に愧ぢぬ様に、言行を慎むべきことなり。その幽冥界の状は、たこへは、蚊帳の内より外は見ゆれども、外より其の内は見ぬと同理にて、大神等の御上よりは、天地間の事物は、掌中の物を見るが如くに、看そなはし、人の心魂をも、火の光を見るが如く、視徹し給ふ事あれば、ひたすらに、善き事を行ひて善き徳を立て、悪しき行を去るべき

ことは、言ふまでもなし。その善き事善き行ある人も、悪しき事悪しき行ある者も、現世にては現はれずして、世を終ふるも有り、或は、善人の不幸を受け、悪人の幸福を受くるも有るは、誰も皆恠むことあるれども、死後に、彼の冥府に向へる時には、大神の至公ある神政にて、その人の平生の善悪邪正を、分明に聞しめして、善人は正しき神明の位に取り立て、悪人は邪鬼の部類に追ひしりけり賜ひて、善人は、永久に富貴福祿を保ち、悪人は、永久に苦難をのみ獲るものと知るべし。

また、善人の禍難にあふは、専ら、此の大神の深き御旨に依りて、百方に試みつゝ、その心志を鍊り固め、大業を成し畢へしめ給はむとの御心しらびより出でし事あれば、此に心志を撓まさず、いよく

勉め勵み勇み進みて、その事業を成し遂ぐべし。實に、古より、大事を成し得たる人は、高き低き品ころあれ。艱難辛苦を嘗めざるは、一人もあることあり。そも、これを中道にて厭ひ棄つると、百敗して折けず務め行ふことは、君子と小人と、事の成と不成との分るゝ所なり。さはいへど、出雲の大神は、幽世の大本を掌り給ふことにて、その細小ある事は、國々處々に鎮ります産土の神、また、氏の神の、各、持ち分けて治め給へる事にて、譬へば、天下の大政は、天皇の大朝廷より出づれども、國々所々に、諸官人の有りて、それ／＼に持ち分けて治むると、同じことならむがごとし。

さて、人間の此の世に生れぬ前より、生れて後の一生の間は言ふまでもなく、その死後までも、産土の大神、氏の神の、萬事に御世話賜はる事は、委しき師説あり。然れども、慈仁深き父母も、教訓をうけぬ子はせむ方なくて勘當し、名醫も、薬を用ひぬ病人は、療す術あきが如く、放蕩無頼にして、無狀の行ひ甚しき悪人は、産土の大神、氏の神の、寛仁大度ある御心にも、遂には厭ひ嫌はせ給ふより、妖鬼、うの間を窺ひよりて、その群に引き入れむと謀る由なれば、人は、よく、此の故由を心得て、暫くの間にて、黒心汚心を持つまじく、非行悪行に遠ざからむと、心がくべきことあり。矢野翁志斐語 附録による

玉鉾百首、平宣長

ごこしへに、世を照します日の靈、つけし鏡は伊勢の大神。

同上

たなつ物、百の木草も天照日の大神の、めぐみえてこそ。

同上

朝よひに、物食ふことに、豊受の神のめぐみを、たもへ世の人。

同上

八雲立つ出雲の神をいかに思ふ。大國主を人はしらすやも。

同上

天地の神の恵みしあかりせば、一日一夜もあり得てまじや。

第十七章 萬古不易

天地日月の初のごときは、「乾坤初分參神作造化之首」と、古事記の序にある通りにて、此の天地日月、また、有らゆる諸萬星も大地も、神代に、皇祖天神の造化し給ひて、さて萬物をも作り出で、人間の養育料

に成し賜へるあれば、あらゆる物の中にて、人間は、第一に多く神恩を受くることあり。

萬の國には、うの正しき古傳説にては、失せ果てたるを、獨り我が御國にのみ、正しき古説の遺り傳はれるは、いとも歡喜に堪へざるなり。然るを、その由をも知らぬ癡愚蒙昧の徒の、「神代の事は、説盤古の如し」と思ひ惑へるは、夏虫の氷を疑ふ喩の如き、頑陋心の失あり。到底、造化の大神等の御上は、人の限りある智力にては、その萬一をも知らるべきに非ず。之を彼れ是れと非議するは、「井に座して天を窺ふ」ことも、貝を以て海を測る」こともいひて、たのれが量をも知らぬ者の見なり。

この大地は、大活國魂神とも申して、大活物なるが、うの大本を申せ

は、皇祖天神の微妙不測ある御神徳に因りて成り出でたるにて、あらゆる千萬の國々も、亦、うの御神徳に因りて成り出で、うの奇々妙々にて、立の又至立ある事は、言語文字の、敢て稱賛し奉らるべき際に非ざるあり。

故に、皇祖天神の御大徳は、大事を語れば、心力の及ばざる所に、幾ばくの大世界あらむも知るべからず。少事を説かば、目力の届かぬ所に、また、幾ばくの小世界有らむも測るべからざるなり。諺に、「上見れば限なく、下見れば限あり」といふ如く、かく、皇祖天神、又、八百萬の神等の御徳は、近くも遠くも、古も今も、後も、増減あきことは、第一に、日月の御光を見ても知らるべきあり。かくて、國家の盛衰、時運の消長、風俗の隆替等も、其の根源は、高天原に坐します皇祖天神の神徳に

出づる事なれば、その大道を遵奉する者は、その盛衰消長隆替を、ただ、世のさがこのみ思ひて、傍觀してあるべからず。強ひて心身を盡さむとするは、惟神の大道なり。そは、國家風俗時運ご、もに、又、人に因りて挽回し、恢復する期もあるべければあり。是を以て、上代には、天語、連、及び語部、物知人、事知人、鹽土、翁あごをして、世の人を偏く教へて、古道に赴かしめ、給ひ、後に、外國の教をも兼ね用ひ給ふ御代とありても、大學を設け給ひ、公卿等には、私の學舎ありて、橘氏の學館院、藤原氏の勸學院、源氏の辨學院、和氣氏の弘文院、菅原氏の文章院、また、浮屠氏にも綜藝種習院なごありしも、皆、人材を養育して、國家の大用とあさしめむとの外なし。

人は萬物の上首たるものと、天つ神の定め給ひ、天地の生々化々も、

古往今來と、千萬歳を經ても替はることなく、我が天津日嗣の御位も、天地日月と共に、遷り給ふ事なき故由は、生れ出づる人等も、昔の人と同じく、皇祖天神より、心神形體ともに分け與へ給へる物にしなければ、よく、神隨の古道に循ひて、過ち犯す事あらば、祓所の大神に乞ひ申して、罪料を出し祓ひ清めて、穢心を去りすて、常に赤き心もて仕へ奉らば、必ず、よき皇神の御靈を賜はりて、靈徳を成就せむこと、譬へば、良治の名劍を百鍊して鍛ひ成し、陶土の埴を埴して器物を化成するが如くなるを、かの自暴自棄とて、我れは才能拙くて、いかにつとむども、功成す事は、えあらじこのみねもふは、已に妖魅に犯されたる徒ありけり。師翁の、「成せば成り、成さねば成らず。成るわざを、成さずて棄つる人のはかなさ」と詠まれ、或儒者も、「人ばか

り、おとりしもせず。月も日も、空に光のかはりなき世は」こも、賦める義を忘るべからず。矢野翁著、志斐語附録による

玉鉾百首、平宣長

明らけき日の大神の道しらぬ、からのさかしら聞き立つなゆめ。

同上

外つ國は、神代の傳なけれこそ、誠の道をしらずありけれ。

同上

國々に傳はあれど、日の本に、本のまことの道はつたはる。

同上

あやしきは、これの天地。うべなく、神代は殊に怪しかりけむ。

同上

しらゆべき物おらなくに。世の中の奇きことわり、神ならずして、

一一〇

第十八章 因果應報

萬葉集に、「世の中の常のことわり、かくさまに成り來にけらし。ずるし種から」ごある如くにて、世間の事は、春夏に田を耕して、稻を作り、おけば、秋冬に至り、美實を得るが如く、善事を成しおけば、幸福の報あり。悪事を成したければ、災禍の報あること、影の形にそひ、響の聲に應ずるが如し。此れを、佛家にては、因果應報といへるが、師の大人の委しき説もありて、その理は、古今に歴然として、其の證據も數ふるに暇おし。

そは、漢籍にも、「爾ナレに出づるものは、爾に反る者あり」ごも、「人の父を殺せば、人亦我が父を殺す」ごもいひて、彼の稻も、良種を擇びて、善き地に植ゑて、毎々手入をもし、度々肥をもして作れると、又、悪種を悪しき地に植ゑて、草も取らず、打ち棄ておきたるごは、その稻實、美悪高下の、甚だ異なるにて知るべし。又、前日、人に物を惠みなければ、今日は、その報酬をうけ、今日、人に耻辱を與へなければ、後日、その返報を受く。強欲の人は、世人皆これを惡み、惠施の人は、世人皆これを好みし、姪亂の者は命を縮め、寡欲の者は壽を得るなど、皆同じ理なり。世には、善人の、奸惡邪佞の人のために、苦難に陥り、悪人の、幸福を受けて終はるもあれば、甚だ、この理を疑ひて、史記に、伯夷、叔齊、顔回などの、貧しくして死亡し、盜跖の徒が、長壽を得しによりて、「天命は是

か、非か』といひ、其の他にも種々此れを辨じたれど、全く五十歩百歩の論にて、その要領を得たるはなし。

實は、儒者といふ者は、現生のあることのみを知りて、幽世のあることを知らざる故に、右等のことを、その人の一生中にて、算用を立てむとして、一向に、天命の勘定の合はざるを疑へるなり。これ、晝有ることをのみ知りて、夜あることを知らず、今年あることを知りて、明年あることを知らざるものなり。然れば、顔面や、伯夷、叔齊などの善人も、一生難儀して死亡し、盜跖や、秦の始皇などの如き悪人も、幸福を得たるを疑ひて、「人多ければ天に勝ち、天定まりて、人に勝つ」とも論ずれども、畢竟は、至當の論を得ず。そは、この顯世は、幽世の試練場、幽世は、我れ人の眞故郷あることを、悟り得ざるによりてなり。

されば、天の定まる時はいつりと云へば、即ち、死にて幽冥に歸りて後に、冥府の大神の御政事として、産土の神等の御計ひに因りて、その人々の平生の一言一行をも、一動一靜をも、青天白日の如く、盡くに見知らしめし、聞こしめして、善悪邪正是非をば、此の時に判定し給ふ事にて、善人悪人の等差分別は、此の時、判然たるものあり。善人悪人ともに、その心中に、善事悪事を蓄藏したるのみにて、まだ行はざれば、現世には知らずして終はるるも、幽界にては、心魂の奥の隈々までも透徹して、此れを大公大正に御勘定ありて、賞罰を定め給ふ事なれば、善人の、悪人の爲に冤罪を得て、苦難を受くるも、悪人の、僥倖を得るも、富貴の人の、高位高官に居つゝ、世に驕り高ぶり、貨財を山の如く蓄へて、一世に奢侈を爲すも、貧窮の人の、寒暑や飢渴に

苦みて、身を容れざるを歎慨するも、共に一睡夢の間にて、善きも悪しきも、貴きも賤しきも、富めるも貧しきも、終には、此の世に形體を遺したきて、その心魂は、幽冥に歸り入るることにて、古歌に、「生れては死ぬるなりけり。たしなべて、釋迦も杓子も、猫もだるまも、」生れては、つひに死ぬといふ事のみぞ、定めなき世に、定めありける。「皆人の、知りがほにして知らぬかあ。つひには死ぬるあらひあり」と云ひ、佛氏の「妻子珍寶及王位、臨命終時不隨者」とも云へるが如し。世の貪欲ある人は、能く、こゝに心を留めて、思慮を加ふべきことなり。されは、世の寶は何ぞといふに、即ち、我が身の主君たる心魂が、第一の財寶なり。故に、この神魂をよく養ひて、これを大切にするは、即ち、幽世の大富貴、大財寶を求むる道にて、これを譬へば、金持が、官廳に

金錢を預けたく。と同じ道理にて、官廳は、天下に、何時にても入用の時に、これを下して、遣されむに同じことあり。此れを思へば、現在の富貴も貧賤も、窮困も辛苦も、眞の榮華難苦とするに足らず。唯々、幽府に坐す大神等の御心に叶ふ様に、行住坐臥共に逸居せず、恐懼修省して、假初にも、穢き悪行をあさず、少しにても、世のため人のためになるべき善き事を考へ、實徳を修むべし。是、正しき種を播きて、正しき福を求むる道あり。或物に、有相の骸故に、名に耽けり利を貪る。世に交れば名はすてられず。體ありて衣食あくば、一日も送られず。止むことを得ざるものあり。故に、欲の薄らぐ様に、望み少かれ。上に在りては、下を惱さす。富みては奢りを忘れよ。世を救ひ民を憐めよ。この外の教なし。曲けて利を得、飾りて名を求め、道ならで榮え、邪

にして世に立つは、一旦の事にして、子孫長久の計にあらず。天祿地福は、已に因りて成る故に、形を使ひ身働き、飢ぬす寒からずは、樂み自らあり。此の外、何をか求めむといへり。

また、心主は靜閑なれども、體ある中は、私欲の境界に轉りて、色に香にそみつき安く、心は、常に形の役として、情欲に凝り安し。譬へば、水は、本柔にして器に従へども、氷は器に従はず。斧にて打てども壞れざらむが如し。凝り固りたるは、人に託り、畜に遷らむこと、縁にひかれて有ること決せり。情欲の凝滯より云へば、生れ替はるのみならず。此の骸にて、鬼形と變り、蛇と化り、牛馬と成る事も慥かあり。天竺國は、極惡人多く、怨執疑慮の人、生れ變りて、其の念を果す類、いかほごもあるべし。三世因果の教も、叶ひたる國風なり。唐土は、情薄く物

に凝滯にせぬ國なれば、一世の教法、その國相應あり。されど、凝滯せずとて、消ぬ散る物と定めたるは、いと淺はかあり。佛者、自然を嫌ひて、因縁を信ずるは、是れも釋迦に妖まじされて、本心を失ひたること、天竺に有りし外道の名を忌むことより起れり。然れども、天地事物の理は、其の本流を究むれば、皆、自然によらずといふことあり。佛者のいへる、因縁の起る先々を、段々と根問ひして、押し詰むる時は、遂に、自然に落つるなり。凡そ、天地萬物、皆自然に生じて、自然に滅するものあり。一切の事物、此の理に漏るることなし。因縁も、亦自然中の一端あり。法爾天然と云へるも、自然の異名にして、其の理想同じ。この自然といへるも、因果といへるも、鈴屋翁の言はれし如く、皆、不思議に歸するものなり。また、或者は、因果を知らずして、昧者は、此れを天命と

いへり。されど、善種も悪種も、因果も報應も、天命天理も、無爲自然も、一に是れ、天つ御神の神御量を出づること能はざるなり。此の天つ神、國つ神の、いともく奇に妙に行はせ給ふ、天地間に生長して、彼れを非とし、これを是とし、互に相誹り、相笑ふことこそ、いともくをかしけれ。矢重翁著、志斐語附録による

第十九章 治亂要決

舊典に曰く、日神の明は、萬物蒙らずといふことなし。人、其の明に従ふときは、國治り、人、其の明に背くときは、國ほろぶといへり。其の國を治むるに、何う外國の法を用ひむや。我が邦の自然に立つ時は、來るにしたがつて、物皆我が用をなす。何う、外國の法を厭はむや。唯、本末を失へば、國家全治をあすことあたはず。治道の要、爰に出でず。道に心あるもの、心をひろめて、國の自然を看得せば、四海をたもつとも、何のかたきことかあらむ。

一、國體 天地關けて萬國分かる。これ、冥體の化によつてあり。冥の萬國に渡る所、これを正といふ。正を得て其の自然を顯はす、これを徳といふ。天地の自然によつて、其の國々、おのづから其の形を異にし、人、其の性を異にす。日本國、はじめより勇剛の性を以て、國を治め亂を鎮む。これを名づけて武といふ。我が國は、天の賦予の性あり、其の性を盡して、其の國の治をなす。是れを國體を知るといふ。國體を辨ぜざる人、異教によつて、其の治をあさんとす。大いに誤れり。治亂大道の基本は、よく國體を會するにあり。

二、草創 國初、人物みな混じてわかつべからず。叡明の人、自然の智を以て、食をなし、衣を制し、居をなす。偶然たる万人、これに習つて、始めて食し、はじめて體を掩ひ、はじめて雨雪をまぬかる。其の明智にしたがつて、各、生をやしなふ。期せずして、其の指揮をうけ、君臣の位わかる。父母子を生じ、我が血肉の縁によつて、これを憐み、子また、その憐愍によつて、是れを尊び、親子の愛恩、自然に在る。人倫、これよりしてわかれ、等位、これよりして立つ。唯、上たる人、萬人の自然の天命に立たんを欲し、教導して立場をしらしめ、一條の則を以て、人々をして、是れによつて、其の生を遂げしむ。後代、種々の道理を以て説くといへど、國初のすがた、此の上に出づることなし。こゝに眼をひらく人、後世にあつて、國家を安定して、新に治をなすこと、何のかたき事か、これあらむ。

三、守治 祖先、國家を開いて、法を下し、教を立て、万民を撫育せり。後世、其の胤として、國家を踏ましむること、亦難しとす。日月轉移すれば、古の是とする所、或は非とあり、其の非とせし事、今にして是とある事あり。唯、先世の法則を立て、時にしたがつて、万人を安育し、其の所を得しむるに心あつて、私意を用ひざる時は、其の結をたがへ、國基をゆるくすることあるべからず。

四、平衡 國に萬民萬物あり。皆、自然の有物にて、國用をなさずといふ事なし。人、立場を失へば、相害し相賊ふ。物、所をたがふれば、用を失ひて、永く棄物となる。天の自然、何よりしからざらむ。春風春雨のごとくあらば、何物か、其の澤を蒙らざらむ。大地に、河を汎ぐことくなら

は、何ぞ流通せざる所あらむ。異教、鋒先のごとく起ることも、悉く、我が有らざるはあし。よく看得なすべきことなり。

五、撰任 國家の事は多端なり。明將上に位すれども、一人の智は、以て海内に及ぶことあし。故に、賢者を選び、官を授け、位を與へて、其の長ずる所によつて、職を命ず。爰に在いて、群臣、其の事に智力を盡し、國益をあし、人主、手を拱して、至治をなすは、賢に任ずるによつてなり。撰ぶに勞ありて、任ずるに易し。我が愛憎を放れて、道によつて撰むときは、人々、其の奸姦を掩ふことあたはず。任じて疑はざる時は、人々、よく力を盡す。治術の天下に擴充する事、撰任の當れるによれり。

六、通塞 國家の、常に治つて亂れざるは、上下人情の通ずるによれり。人情よく通ずる時は、萬物従つてよく流通す。亂れんことを欲すとも得むや。國家の、常に、騷忙として治まらざるは、上下人情の塞するによれり。人情塞する時は、萬物従つて蔽塞す。治まらむことを欲すとも得んや。國家治亂の大事は、尤も通塞の二つにあり。上其の位を失はず、下其の業を勤むる時は、期せずして人情通ず。上其の位立つこと能はず。下その業を廢する時は、忽然として人情塞す。道によらざる私につくこと、斷ぜずんばあるべからず。

七、國相 國に大小あり。險夷あり。寒暖あり。通塞あり。肥瘠あり。地脈のわかるゝ所、一樣ならざる所あり。人間の原薄、五穀の乾熟、魚鹽麻桑の有無、樹木金鐵の用、ことごとく、國相によつて國益をなす。治術の大あること、また、爰を辨知するに出づることあし。

八、國俗 國を治むるには、人を治むるを主とす。人を治むるは、其の質を知るにあり。其の質を知るは、國俗を辨ずるにあり。人間は萬物の靈あり。諸國の人々、ここあることあしこいへごも、其の生ずる所の國相によつて、氣稟ひこしからず。習慣、性となつて、所長所短各異あり。うの異なるをよく辨じて、長ずる所を用ひ、短ある所を攻めざる時は、人、國用をあさずこいふことなし。短を悪んで長を失する時は、人却つて國害をあす。國俗を辨ずるは、人を治むるの樞要あり。其の質、また互の外に出でず。其の本に委しからは、何う人を失ふ事あらむ。

九、人情 喜怒哀樂愛惡欲、これ、人間の七情あり。心の物にふれて、動くものあり。人の靈たるは、これあるによる。人の不善をあすも、又こ

れあるによる。萬人、形を異にすれば、其の物にふれて、動く所も人々異あり。たこへば、數人を集めて見るに、よろこぶ者あり。怒る者あり。かあしむものあり。樂むものあり。一樣ある事なし。一樣ならざる者をして、一やうならしめざれば、治をあすことあたはず。凡う、人、より所ある時は、情ここなりといへごも、よく一連をあす。より所を失ふ時は、同情の人も、各、趣をことにす。一條の目當立つときは、いかつてよる者あり。喜んでよる者あり。哀んでよるものあり。樂んでよるものあり。其の情、甚だたがふこいへごも、よる所は一樣あり。人情を知るは、治術の深祕なり。察せずんばあるべからず。

十、地力 萬物を載せて磷がず。これ地の徳あり。萬物をして、天命のまゝに増長せしむ。これ地の功なり。人、天地の間に立つて、天命に従

つて、地上の物を盡す時は、地力たのづからあらはるべし。天下國家を治め、萬人をして、各其の居を安ぜしむる事、みな地上の物によつてなる。唯、人智の達せざる所、あるひは、地未だ其の力をつくさず。自ら、功を見ることあきことなり。回天の力ありとも、生ずまじき地にして、物を得ることあし。山に魚を求め、海に樹木を尋ぬる類なり。一國あれば、人民あり。萬物あり。必ずや、其の國中の物にして、其の人民を養ふこと、自然の天命あり。其の地の物を以て、其の人民を養ふことあたはず。他國の物を求めて、これを撫育せんこと。果して饑渴の災をとる。地力を盡さざるによつてなり。有を有とし、無を無として、生ずべきをよく生ぜしむる時は、諸國、自ら有無を通じて、不足ある事なし。富國の本、全く爰にあり。

十一、鍛錬 人をして、人の用をなさしむる、これを鍛といふ。人を集めて、國の用をなさしむる、是を鍊といふ。人々、生れながらに知る者にあらず、業によつて、心正しく氣力のぶ。始めて、自分の用をなすにたれり。人々、己が業に達すといへども、大衆一連せざれば、國の用をあし、勝負の業を全くする事なし。士卒をして、武術をならはしめ、農をして、耕作をつとめしむるは、鍛なり。士類當所を失はず、一連して上に従ひ、農に一郡一村連和して、相輔け相すくはしむるは、鍊なり。人を治めて、其の用をなさしむるは、鍛鍊の外に出づることなし。

十二、賦歛 國に動靜あり。共に民を帥めて立つ。靜なる時に當つて、人をして生産をたもたしめ、動く時に臨んで、人をして途をうしあはしめざるは、賦歛の正しきによる。其の國の兵數によつて、糧食兵

具爰に全くして、變に動せざるは、軍役に心を用ふればなり。其の國の民數に由て、五穀の納むる所、運上の數、取つて國用をあすを規とし、民餘りをうけて、生を養ふを度として、諸人をよく計る時は、動靜によつて、其の常を失ふことあるべからず。

十三、約用 歳に豊凶あり。人事に災祥あり。人民を集めて治をなすに、常に有餘あらざれば、變に臨んで、人を救ふことあたはず。事は多端あり。心を用ひざる時は、國用常にだにも足らず。況んや、變に處するをや。入るを計つて、出づることをあし、諸用を合はせて、其の有餘を知るべし。なすべき事をなさざるあり。之を鄙吝といふ。何ぞ國を保つに足らむ。すまじき事をするところあり。是れを驕奢といふ。何ぞ人民を育して、饑渴を救ふに足らむ。すべきことをなし、すまじきことをなさざる時は、期せずして、國家に有餘あり。經濟の深祕なり。

十四、成敗 國を治めて、ひろく事にわたるに及んで、物のあるべきあり、破るべきあり。あるべきをわきまへず、敗るべきをかへり見ず、積んで國害をなすところあり。心道にある時は、なるべきをあして、破るべきを保つ。これによつて國治まる。心情にひかるゝ時は、なるべきを知つて、あすところあたはず。敗るべきを知つて、保つところあたはず。之に依つて、國亡ぶるに至る。よく成敗の機に達する人は、何國へ行くこしてか、治をなす事あたはざらむ。

十五、知機 有萌は、萬人の見て知る所あり。未萌は、萬人の見る事あたはざる所なり。事のあらはるゝ時に當つて、これに應ぜむとするは、驢馬の驥足を追ふにひこし。おかれて、其の用をあすところあし。未

萌に達する時は、其の事の來らざる前に、應ずる事うかはる。故に。時に、當つて是れに應ずること、水の火を鎮むるが如し。其の業悉く圖に叶ふ。治は乱の機なり。豊は凶の機なり。生は死の機なり。何ぞ遠きあらむ。咫尺、皆機にあらずといふ事なし。

十六、不朽 治をなすことの大なるは、一代にして其の功を見ることあかれ。世々にして徳澤下に溢れ、至治至然にある。道はよく不朽をなし、巧業は必ず短折す。たのれを正しくして、來るに應ず。我れより彼れを貪るにあらず。かれ來つて我れに合ふ。善治をあさむこと欲する者、爰にくらき時は、千萬業を盡すことも、國家永久の政を執る事あたはず。

十七、臨時 政事は繁雜あり、萬差無量にして、大量の人にあらざれば、これにあたつて、諸用流通する事あたはず。事々來るに従つて、一條の法則によつて、判斷せんこと欲する時は、其の事遲怠し、其の情蔽塞す。たゞ考を放れて、其の節を失はず。我が功を忘れて、人情の安堵を心とする時は、節によつて、乱絲を解くが如く、手に従つて事正しからむ。不朽は經にして、臨時は權なり。經よく立たずんば、權を用ふる所なく、權をしらざる時は、經よく、物に應ずることあるべからず。

十八、法制 天地の間、萬物あり、非情のもの、心なくして、自然の天命に立つ。人は有心なり、思慮あるによつて、自然の天命に立つ事あたはず。人君、天に代つて治をなす。萬人をして、自然の立場に斥かしむ。これを法といふ。よく時世に従つて、人をして、當所に立たしむ。これを制といふ。不朽に立つを法とし、臨時に立つを制といふ。治道の規

矩辨ぜずんはあるべからず。

十九、賞罰 國に大法あり萬人をして、不朽に當所を失はしめず。然れども、人は活物あり、逸して法を犯し、窮して法に背く。其の法を動かさざる者は、唯賞罰の正しきにあり。愛するによつて、賞するにあらず。にくむによつて、罰するにあらず。法は守つて國に益あり。國家のために之を賞す。法に背いて國に害あり。國家のためにこれを罰す。茲に因つて、萬人動いて法により、恐れて法を犯さず。法よく立つて違はざるときは、國家の治まらざる事を、欲すとも得んや。高山健貞氏日本傳治乱

要決治基による。

第廿章 學び草物語

今はむかし、天地の池とて、いと大きなる池の邊に、夏のころ、夕つ方、人々よりあひて、何くれと、昔今の物語しつゝ、すゝみ居けり。中に、年老いたる翁、むかし、其の池治りし頃よりの事ども、よく知り居て、五十年ばかりにもやなりぬらむ。其の折は、ごありき、かゝりき。三十年餘り前には、冬いみじく寒くて、此の池悉く氷りわたりて、其の氷の上を、人の通ひありきしこともありき。其の後、また、六月ばかりに、久しく旱のしたりし年は、水のこりなく、涸れにしぢかし。年久しくありぬる事どもを、いとよく記え居て語る。

篤胤云く、此は、天地の長く久しき間には、種々の事あり、また、神の

所業には、人の思ひの外なる、奇靈なる事の多かる由を、たごへら
れたるなり。

池の面には、水草ごもいと繁かる中に、まなび草とて、世にめてたき
ものにする草の、物より殊に目に立ちて、此處かしこに生ひ交り
て、こゝち宜げに榮えたる、夕露の玉の光にもてはやされて、いと涼
しく、面白く見わたさるゝを、東の方のみぎりに近き一本なむ、こよ
なくかじけて、いとまばらに、西の方なるが弘こり來たるに、推しけ
たれて、折れ伏しなごしたる莖の本より、まだ、いと少き若葉の、一つ
二つ、水の上にはつかに見えたるを。

篤胤云く、東の方なる一本の草は、吾が古學に譬へ、西の方なる草
は、漢學に譬へられたり。

この翁、目ごめて、大方、此の池に、まなび草とて、かくいとしげく生
ひてはあれども、正しきは、此の芽ぐみ初めたる、一本の中の若葉の
みこそあれ、いとよく似てはあれども、西の方なるは、皆、じちの
は非ずなむある。正しきまなび草は、まこと花とて、世にすぐれたる
花なむ咲くを、年ごろ、池の水ぬるみたるけにや、たえて咲かずなり
ぬるを、此の若葉の、かく生ひ出でそめつるは、水も寒くありて、今ま
た、花咲きぬべきにころは有りけれ。昔、この種ごも播きそめしも、余
はよく知れるをや、なご、細かに語る。かく云ふ翁が名は、神代のみふ
みこり言ひける。

篤胤云く、此は、神世の御典に、千万年の古き傳説を、今見るがごと、
委しく記し傳へたるに譬へられたるなり。

やうく暮れゆくまゝに、螢ごもひかり出て、飛びちがひ、此所かしこ、水草の上にしげく見えたる、

篤胤云く、こは、世に、何の學問、くれの學問とて、已がむきく學ぶ人の多きに、譬へられたるなり。

中に、彼のかじけたる一本のまなび草の中なる、若草のはしに、たゞ一つすがり居たる、名は大倭のまさ彦、いと少さくかひあげなる頼杖をつきて、此の物語をきき入りをり。

篤胤云く、こは、世に漢學をする者多く、學問といへば、漢籍よむ事こさへ心得たる世に、たましく、眞の道に志して、古を學び、神世の事をきき入る人、譬へられたり。

また、西の方に弘こりたる浮葉ごもには、いとあまたるたる中に、から心の狹麻呂といふ居り。この東なる若葉のうへに、飛びうつり來て云ふやう、まうこは、いと愚ある者かな。あの翁が物語は、みな空言にこそあれ。人の命よ、吾らがよに準へて思ふに、いかに長くごも、一年の間には、よも過ぎしな。五十年にも成りぬらむあせ云ひて、此の池の始のこをしも、見たりけむやうに語りあすこと、又、氷といふ物のゐて、此の水の上をふみ歩行さつるあせ、總へてさる理あるべくも非ず。また、花咲く眞のまなび草は、此のまうこが居る若葉ごも云ふあるも、もはら信られず。我等が居る西のころ、莖も葉も、こよあくるはしく榮えては有、あれと云へば、

篤胤云く、漢學びして、心狭くあれる人々、夏虫の氷を疑ふ言ひごを、よくも譬へられたり。

「實に、いと奇しくあつらゝかある事とは、吾れもまきけぞ、人といふ物、こよなく命の長き物としきけば、五十年あなたのこと、かならず知るまじとも定めがたくなむ。又、さばかり久しき世々を経にけむ間には、さまざま珍かなる事も、あぞか無からむ。我ら、いとほかあき命にて、春秋をだに知らぬ物の、おふけあく、いかでかは、人の上をば、たはやすく知るべき」と云ふに、

篤胤云く、神世の道を學ぶ者、まづ、始に、意をかくすゑて、然して、なほ、心を天地の外にも置きて、よく觀明らめ、さて後に、神習はむ事を、よく思ふべし。

狹麻呂、うち笑ひて、然らば、此の池の中なる蛙こそ、春のほぞより生れ出で、命長き物はあれ。いかでかたらひ來て、この事決めむ」といへ

ば、

篤胤云く、漢學者ども、賢げに物はいへども、いと意狭く、聖人てふ物の語に見えざる事は、信はず。何ぞと云へば、經書といふを引き出で、物をこころわる狀、まことに、此の狹麻呂が言の如し。

傍なる水草の蔭より、漢經史、あざなは聖賢といふ、長々しげなる蛙こび出で來て、あなかまたまへ。何事をも已よく知れり。此のみぎはに昔物語すなる人どもは、此のほぞ暑くなりてこそ、納涼にこて、此のわたりにはほのめくなれ。往にし四月の頃までは、更に人といふ物見えざりし物を、去年よりあなたの事を、いかてか知らむ。此のまなび草の種まさそめし世の事を、知りかほに語るこそ、いとをこなれ。すべて、此の水草どもは、何れもく、此の春、たのが幼なかりし

頃にころ、角芽みそめしが、それより以前に、なでふ草葉かあらむな
ご言おほくいとかしかましく鳴きつゝくるを、

篤胤云く、漢學者ども、大抵は、聖人の言こしいへば、天地の内外も、
その始終も、世にある事物の理も、悉く知り盡したる物のごと心
得て、其が籍ごもに言ひおける事をば、理の至極と思ひ、彼等か言
ひ置かざる事をば、決めて、なき理のごと思ひためれご、神の道よ
り、其を見れば、この聖賢ちふ蛙の、春に出で、秋にかくれ、冬の氷を
知らず、かしかましく物言ひて、人の齡を疑ふ類に、きよ成さるゝ
かし。あなあはれ。

みぎはなる翁、つくぐと聞きて、「生ひうめし根ざしも知らで、學び
ぐさ、末葉のうへを、何かあらそふ」あなはかなとぞ。

篤胤云く、世の生きかしら人の、漢意もて、神世の道神の御所業、神
の靈驗を、かにかく言ふは、いかにいふとも、其の痴心を醒ますべ
き由なければ、かく、獨ごちてあるより外なし。あなあはれ。

夏むし、蛙の譬へはしも、言舊りたれご、をかしく思ひ出でらるゝま
いに、本文、本居大人、古
史、徵開題記所載

第二十一章 直毘靈

皇大御國は、掛まくも畏き、神御祖天照大御神の御生れ坐せる大御
國にして、大御神、大御手に天つ璽を捧け持たして、「萬千秋の長秋に、
吾が御子のしろしめさむ國なり」と、こごよさし賜へりしまに、
天雲のむかぶす限り、谷蟻のさわたるきはみ、皇御孫命の大御食國

ごさだまりて、天下には、あらぶる神もなく、まつろはぬ人もあく、千萬御世の御末の御代まで、天皇命はしも、大御神の御子にまじく、て、天つ神の御心を、大御心として、神代も今もへだてなく、神ながら、安國と平けく知しめしける、大御國になもありければ、古の大御世には、道といふ言擧もさらになかりき。そは、たゞ、物にゆく道こそ有りけれ。物のことわり、あるべきすべ、萬の教へごことをしも、何の道、くれの道といふごことは、異國のさだなり。

然るを、や、降りて、書籍といふ物渡り參る來て、其を學びよむこと始りて後、其の國の手ぶりをならひて、や、萬のうへにまじへ用ひらるゝ御代になりて、大御國の古の大御手ぶりをば、取り分けて、神道とは名づけられたりける。そは、かの外つ國の道々にまがふが

ゆるに、神といひ、又、かの名を借りて、こゝにも、道といふなりけり。しかありて、御代／＼を経るまゝに、いやます／＼に、その漢國のてぶりをしたひまねぶごこ、盛りになりもてゆきつゝ、ついに、天の下所知看す大御政も、もはら漢様にありはて、青人草の心までぞ、其の意にうつりにける。さてこそ、安けく平らけくて有り來し御國の、みだりがはしきごこいできつゝ、異國にや、似たるごこも、後にはまじりきにけれ。そも、天地のあひだに有りごあるごこは、悉皆に神の御心ある中に、禍津日神の御心のあらびはしも、せむすべなく、いとも悲しきわざに、ありける。

然れども、天照大御神、高天原に大ましく、て、大御光は、聊かも曇りまさず、此の世を御照しまし／＼、天津御璽は、たはふれまさず、傳は

り坐して、事依し給ひしまに、天の下は御孫、命の知しめして、天津日嗣の高御座は、天地のむた、ごきはに、かきはに動く世なき、此の道の靈しく奇しく、異國の萬の道にすぐれて、正しき高き貴き徴なりける。そも、此の道はいかなる道と尋ぬるに、天地のおのづからある道にもあらず。人の作れる道にもあらず。此の道は、しも、畏きや、高皇産靈神の御靈によりて、神祖伊邪那岐、大神、伊邪那美、大神の始めたまひて、天照大御神の受けたまひ、たもちたまひ、傳へ給ふ道なり。故、こゝをもて、神の道とは申す可し。さて、其の道の意は、古事記をはじめ、もろゝの古書ごもを、よく味ひ見れば、今もいよよく知らるゝを、世々の物あり人ごもの心も、みな、禍津日神にまじこりて、たゞ、からぶみにのみ惑ひて、思ひとたも

ひ、いひこいふことは、みま、佛と漢ごの意にして、まここの道のこゝろをは、えさごらずなもある。故、おのが身々に受け行ふべき、神の道の教へなごいひて、くさくものすなるも、みな、かの道々のをしへごをうらやみて、近き世にかまへ出でたるわたくしごとなり。あなかしこ、天皇の、天下しろしめす道を、下が下ごして、己がわたくしの物とせむことよ。

人はみな、産巢日神の御靈によりて、生れつるまに、身にあるべきかぎりの行は、おのづから知りて、よく爲る物にしあれば、いにしへの大御代には、しもがしもまで、たゞ、天皇の大御心を心として、ひたぶるに、大命をかしこみ、やまひまつろひて、おほみうつくしみの御蔭にかくろひて、おのもく、祖神を齋き祭りつゝ、ほごくに、

あるべきかぎりのわざをして、穩まごしく樂しく、世をわたらふほかな
かりしかば、今はた、其の道といひて、別わかに、教へを受けて、おこなふべ
きわざはありなむや。もし、しひて求むとならば、きたなきからふみ
心を祓はらひきよめて、清々しき御國心もて、古いにしへ典てんをよく學まなびてよ。然しかせ
ば、受け行ふべき道なきことは、おのづから知りてむ。其をしるる、す
なはち、神の道をうけおこなふにはありける。

かゝれば、此くまで論ふも、道の意にはあらねども、禍津日神のみし
わざ見つゝ、默もく止とえもあらず、神直日神、大直毘神の御靈たはりて、こ
のまがをもて直さむとぞよ。本居宣長大人著
直毘靈の本文

古道概要終

校閱者 渡邊重石丸

編纂委員 大宮兵馬

246
70

明治四十一年八月三十日印刷
明治四十一年九月三日發行

定價金參拾五錢

編纂者
發行所

皇典講究所

右代表者

目黒和三郎

東京市麹町區飯田町五丁目八番地

皇典講究所出版部

東京市麹町區飯田町五丁目八番地

印刷者

佐伯外美雄

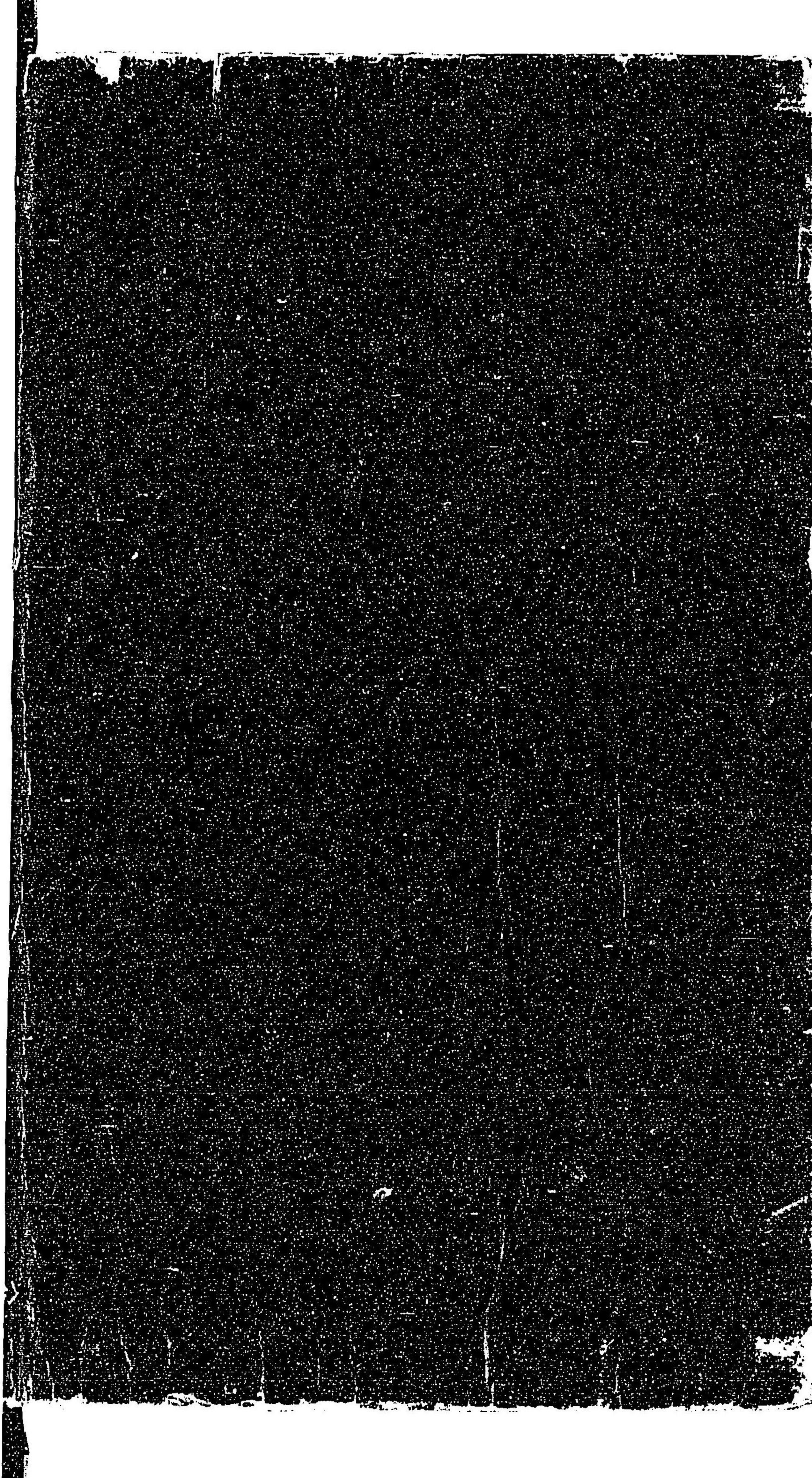
東京市小石川區小日向町三丁目四三

印刷所

八洲舍

東京市小石川區小日向町三丁目四三

版權
所有





014016-000-3

246-70

古道概要

皇典講究所／編

M41

ABB-0269

